

教育運動史研究の歩み

——教育運動史研究会の活動に即して（上）——

柿 沼 肇

要 旨

「戦前」の日本では、教員は、官僚、軍人、警察官とともに天皇制国家体制を支える柱の一つとして特別に重い役割と責任を担わされていた。「治安警察法」や「治安維持法」などによって政治活動や組合活動が禁止されたばかりでなく、全国的に整備された視学制度によって、そこから逸脱することのないよう厳重な「監視」体制の下に置かれた。しかしそのような中であっても、教育を子どもたち、働く民衆のためのものに作り変えようという努力や実践がいろいろな形で展開されている。その代表的なものが新興教育運動と生活綴方教育運動であった。但し、そのような様々な試みはいずれも大きく成長・発展する前に厳しい弾圧にさらされ、さらに当時の言葉でいう「大東亜戦争」が開始されるや他の社会的諸運動と同様に根こそぎにされてしまった。「戦後」（敗戦後）、「民主主義教育」が叫ばれるようになってこれらの状況は一変する。教職員組合運動をはじめたくさんの教育研究団体、教育文化団体が生まれ、あるいは復活して、日本の教育の「民主化」のために活動している。そのような「戦前」「戦後」の教育運動に着目した研究を教育運動史研究と呼んでいる。その活動が組織的集团的に成されるようになるのは1950年代の末からであるが、この小論ではそこに至るまでの研究状況を詳細に検討し、その活動が本格的になってからのことについては次回以降のところでも取り扱うことにする。

キーワード：『帝国憲法』・『教育勅語』体制下の教育、『日本国憲法』・『教育基本法』体制下の教育、「戦後」教育改革、新興教育運動、生活綴方教育運動

はじめに

私が長い間勤務していた日本福祉大学では1995年以来毎年『日本福祉大学研究者要覧』というやや厚手の冊子を発行し、在籍する全教員の紹介を行っている。そのため各教員は、A4用紙

1ページ分の紙面に自己のごく簡単な略歴や、専門分野、担当授業科目、ゼミナールテーマ、(今抱えている) 主な研究課題、主要な研究業績、学会及び社会における活動、などを記載した書類を然るべき時期に担当部局に提出することになっている。それらの記載事項の内の一つ「専門分野」(後に「研究分野」というように変更されたが)のところで、私が書き記してきたのは「教育学、教育史、教育運動史」というものであった。

ところで、「専門分野」をこのように記すことは一般的に言えば「奇妙」に思われることに違いない。何故なら、「教育運動史」というのは「教育史」の一部であってそれと並立するようなものではない、というのがごく普通の考え方だからである。そして私もそういった見方を全否定するものではない。そのことを十分承知した上でなおそのように記してきたのにはやはりそれなりの理由がある。

いうまでもなく日本で近代的な公教育制度が始まるのは、「明治」になってからのことである。1872(明治5)年9月(旧暦=太陰暦8月)の「おお せいだされしよ学事奨励に関する被仰出書」(太政官布告。「学制序文」とも称される)と、それとともに出された「学制」(文部省布達)が、その端緒を切り拓くものであった。以後、1889(明治22)年2月の「大日本帝国憲法」(俗にいう「明治憲法」)の制定と、翌90年10月の「教育二関スル勅語」(いわゆる「教育勅語」)の頒布などを経て、1945年8月のアジア・太平洋戦争(当時の用語では「大東亜戦争」)の終結(敗戦)に至るまで、日本の教育は一貫して国家が主導する「お上」の仕事(事業)であった。いうまでもなく学校教育には初等から高等教育に至るまでいろいろな段階があるが、その中でも国家が最も大きな力を注いだのは「義務教育」としての小学校教育であり、またその教員を養成するための師範教育であった。そして、そこでの教育を国家目的に即して十全に展開するために実に念の入った仕組み(制度)を作り出していったのである。その大要を示すと次のようになる。まず教育の理念や目的であるが、それは「帝国憲法」⁽¹⁾と「教育勅語」⁽²⁾に基づくものとされ、それを具体化するものとして国定教科書制度が整えられた。この「児童用」の教科書とそれに対応する「教師用」教科書を国家(文部省)の手で作成することを通して教育内容や教育方法を厳格に国家の管理・統制の下に置いたのである。そして、そのうえで以下のような諸施策・諸制度を実施することによって、教育の国家統制、国家支配を万全なものにしていった。

- ① 教員の養成、思想形成——師範学校制度。現職教員に対しては強制的研修会・講習会。師範卒の男性の場合は学校に赴任する直前に陸軍へ短期入隊する制度(短期現役兵制度)。
- ② 内容・方法の研究——師範付属学校制度。
- ③ 教員の監察・監視——中央と地方各地に綿密に整備された視学制度。
- ④ 教員の政治活動、組合活動の禁圧——「治安維持法」「治安警察法」等とそれらに基づく取り締り・弾圧体制。
- ⑤ 教員が特別な「職務」であることの強調と、経済的低位位置に置くことの「合理化」——「聖職」イデオロギー

勿論、こういった仕組みは一気に作りあげられたものではないが、それにしてもその全体を見

ると実に「見事」(?)に組織立てられているといわざるを得ない。それで私はこの体系的な教育体制と其中で展開された教育諸活動を合わせて「天皇制教育」と呼び、また『『帝国憲法』・『教育勅語』体制』下の教育と呼んできた。(ちなみに、「戦後」の教育体制は、これに対比させて『『日本国憲法』・『教育基本法』体制』と名づける。)

その中で教師は天皇の「股肱」(手足となって活動する最も頼りになる家臣)の一員として、官僚、軍人、警察官とともに天皇制国家体制を支える柱の一つとして重要な役割を担われ、客観的には国民大衆と対峙せざるを得ない立場に置かれた。しかしながらよくよく目を凝らして見るとそんな状況の中であってさえも教育を子どもたちのため、働く民衆のためのものに作り変えようという努力や実践があったことが分かる。それらの営みは時には組織的な「抵抗」運動という形を取りながら、あるいは学校や教室の中で「支配的な教育」の中にあつた「内部矛盾」を巧みに利用して、さらには政府や取り締り当局の目につかないようさまざまな工夫を凝らして、進められた。もっともそれらの努力は、厳しい弾圧や、綿密に張り巡らされた監視体制のもとで結局のところ大きな「花を咲かせる」ところまでいかなかった。しかし、だからといってこれらの「事実」を教育史上取るに足りない小さな出来事として無視してかまわない、といったものではない。むしろこういった努力や営みの中に、現在の私たちが参考とし、「教訓」とすることの出来る「遺産」が豊かに蔵されているのである。したがって、今「主権者」である(はずの)私たちにとって必要なことは、このような国民と教師たちの血の滲むような努力を軸にして日本の教育の歴史をつかみ直してみること。言葉を変えていえば、「国民の生活と労働の中から生み出される教育要求、及びその実現を目指す教育運動を中軸に据えて教育の歴史(歩み)を全面的総合的に捉える」ということである。(それを私たちは「教育運動史」研究と呼び、ある場合には「教育運動史的教育認識法」といつてきた。)

以上が、少し長くなったが(その割になお十分意を尽くしているとはいえないけれど)私が自己の「専門分野」に「教育学、教育史」と並んで「教育運動史」を併記してきたのはそのような思い・考え方があつたことである。

さて、その「教育運動史」研究であるが、「戦前」の日本ではこのような研究が成立する余地は全くなかつたといつてよい。前記したように、国民も教師も国家の手で進められている「教育」に異を唱えることが出来なかつたし、研究活動の「拠点」ともいえる大学においてさえ「自由」な研究を行うことが出来なかつたからである。そういう中では「教育史」という学問領域はあつても、「教育運動史」という研究は思いも及ばないことであつた。

ちなみに、一般に「最高学府」といわれている大学であるが『『帝国憲法』・『教育勅語』体制』下にあつては大きくいつて「二本立て」であつた。一つは1886(明治19)年3月公布の「帝国大学令」に基いて、それまであつた唯一の大学・東京大学が東京帝国大学と改称され、以後、国内では京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋の各「帝大」が、また、植民地下の朝鮮、「台湾」では京城、台北の各「帝大」が設置されるようになった。もう一方、今日のような国立(当

時の呼び方は官立) 公立, 私立の大学が数多く作られるようになるのは1932(大正7)年12月の「大学令」に基いてのことである。それでは, これらの大学は一体どういう役割を期待され, どのような「目的」の下に設置されるようになったのであろうか。勿論, 私立大学の場合にはどこでも「建学の理念」や「建学の精神」といったものがあるように具体的な場面では決して一様とはいえないけれど, それらの大学を設立・運営する上で大本になる「帝国大学令」や「大学令」という勅令⁽³⁾を見てみると, そこに国家の意思・意向がはっきりと示されていることがよく分かる。次のように記されている。

「帝国大学令」第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ其蘊奥ヲ考究スルヲ以テ目的トス(傍点 柿沼)

「大学令」第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ考究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スエキモノトス(傍点 同じ)

このように, 官立, 公立, 私立の別を問わず, いずれにおいても大学は結局のところ国家の「須要」に応じる(国家の必要とすることに応える)ために設けられたのであった。したがって一般的にはもっとも研究・教育の自由があるように見える大学という場においても「教育運動史」の研究が行われ得なかったばかりでなく, そういった発想さえ生まれる余地がなかったのである。⁽⁴⁾

「戦後」になって, 「国民主権」「平和主義(戦争の放棄)」「基本的人権の尊重」などを基本原理とする「日本国憲法」の制定(1946年11月3日公布, 47年5月3日施行)によって, 「思想及び良心の自由」や「集会, 結社, 言論, 表現の自由」「学問の自由」などを含む国民の諸権利が「侵すことのできない永久の権利」として保障されるようになった。「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(第九十七条)がこのような形で実を結ぶことになったのである。そういった動向の中で, 教育の面でも様々な自主的民主的な教育実践, 教育運動の取り組みがなされるようになる。そして, 「戦後」のものばかりでなく「戦前」のものも含めてそのような実践, 運動についての検討・研究が手がけられるようになっていった。しかしながら「教育運動史」という教育の歴史の見方, 視点, 視角が成立するようになるのは, 「戦後」ただちにというわけにはいかず, まだまだ相当の年月を必要としたのである。

その研究が組織的な形で本格的に展開されるようになるのは1950年代末葉に「新教懇話会」という民間教育研究団体が発足してからのことである(1959年1月)。そして, この会のメンバーによって『日本教育運動史』全3巻(三一書房, 1960年9~12月)が刊行されてからその研究活動は一層活発になり, 10年後の1968年8月には教育運動史研究会へと改組・改称されて, 名実ともにこの研究の中心的存在になる。さらに, 1970年代に入ると, 民間教育研究運動の中では勿論のこと, それまでこの種の研究を無視ないし軽視してきたいわゆるアカデミックな研究活動の中でもその存在が認められるようになり, さらににはそこに一定の影響力を発揮するまでに

なっていた⁽⁵⁾。また北海道教育運動史研究会や名古屋教育運動史研究会など地域に研究会が誕生し、青森、岩手、秋田、山形、茨城、埼玉、神奈川、岐阜、長野、大阪、神戸、香川、高知、熊本、鹿児島などの各県や市には拠点ともいえるべき組織や、有力な研究者と協力者の集まりが出来るとしてそれぞれの地域における調査・研究活動が活発に展開されるようになっていった。

ところが、1990年代に入るとこの会の活動が次第に停滞し始める。会のメンバーによる個別の研究活動は必ずしも不活発になったとはいえないし、長野のように『『二・四事件』〇〇周年記念集会』を数年おきに開催してしっかりした活動を続けているところもあるが、全体として低調になったことは認めざるを得ない。特に「本家」の教育運動史研究会は、ほとんど組織的な活動を行うことが出来ず、いわゆる「開店休業」状態から今日では「自然消滅」とでもいってよいような事態へと進んできてしまっている。

勿論、「会」がこのような事態に立ち至ってしまったのにはそれ相当の事情がある。それは一言でいい表すことのできるような単純なものではない。しかし一つははっきりしていることはその「会」の担い手の一人であった私（柿沼）にも大きな責任があるということである。特に、会長であった井野川潔氏（1995年12月逝去）と運営委員長の森谷清氏（2000年10月逝去）が逝ってしまった後、残された者の中では一番古くから「会」の運営に直接携り、また「教育運動史」研究の意義や必要性について折々に主張し続けてきた者の一人であるからである。そんな訳で、少しおかげさえばこの間私はずっと「自責の念」に駆られ続けてきた。この論稿の執筆に踏み切ったのはいくらかでもその「罪滅ぼし」をしておきたいという思いと、今誰かがこの「会」とその執り行った活動を書き記しておかないとそのうちに忘れ去られてしまいかねないという「危機感」、そして、そうなってしまわないうちにこの研究会の活動が「再生」「再開」されることを望むという「気持ち」、これらが重なり合っていることである。

なお、この小論には私の尊敬するかなり多くの方々が登場する。それらの方々に対して本来ならば敬称を用いるのが当然なのであるが、この研究活動の中では年齢や社会的地位などの如何にかかわらず「さん」づけでお呼びするのが一般的であった。したがって、ここでも「さん」づけで記すのが望ましいのだけれど、読む方からすればわずらわしさを感じるという面もあるかもしれないので、一部を除いて敬称を略させていただくことにする。また「資料」「文献」の引用に当たっては、旧漢字を新字体に改めたが、旧仮名使いはそのままとし、あきらかに誤字・誤植の箇所には（ママ）の記号を付した。その他、引用文中に（ ）をつけてその中に筆者（柿沼）の補足や註記を入れたところがいくつかある。

1. 教育運動史の組織的研究の開始とそれまでの新興教育運動関係論稿

新教懇話会の発足 前記したように教育運動史の組織的研究の始まりは「新教懇話会」の発足からである。但し、この「会」の発足に至る経過を見てみると、他の民間教育研究団体が結成される時のようなものとは全く様相を異にしていることが分かる（このことは後に述べるように

「新教懇話会」→教育運動史研究会の組織や研究活動の特徴を見る上で大きな意味を持っている)。そのきっかけとなったのは、前年の暮(1958年12月)に開かれた或る「忘年会をかねた同窓会」の開催であった。それは、1930年代に展開された新興教育研究所(略称「新教」と日本教育労働者組合(略称「教労」)の運動及びその前身・後継の運動に携った者たちが何十年ぶりかで顔を合わせ、それぞれがその後の歩みや近況などを語り合って懇談・懇親を図ることを目的としたものであった。(呼びかけ人は池田種生, 矢川徳光, 増淵 穰, 小林 徹の四氏)。会場は東京・神田三崎町のトミー・グリル。集まったのは東京及びその近県に在住する者たち三十余名で、すこぶる盛会であったという。そして、その懇談の最中に出された井野川潔氏の発言がきっかけとなって増淵氏との間で次のような会話が交わされ、それが発端になって、「会」は当初思ってもみなかった方向へと歩み始めることになる。その時の会話の様相を井野川氏から筆者(柿沼)宛に送られてきたメモ風記録に基づいて記してみると次のようなものであった。

井野川 ところで、ちかごろ教育界では「新教」「教労」は「生活綴方」に比べてボロクソに批判されている、という傾向があるようだが、なぜ、こんなに関係者がいるのに、誰も何もいわんのかね。

(すると増淵氏が慨然として)

増淵 みんな忙しいんでね。

井野川 しかし、そのまま放っておいていいわけではないでしょう。

増淵 よくない。しかし、中心になってそれをやるものがないとダメなんだ。ひまな井野川君がやってくれんかね。

(一同、同じ顔つき)

井野川 私はヒマではないが、——「新教」「教労」とは、どんな教育運動だったのか、みんなが協力して明らかにしようというのであれば、事務局をやってもいいよ。

この会話は、一般の研究者から見ればたいしたことでないように思われるかもしれないが、私たち教育運動史の研究に携る者たちからすると大変重要な事柄が語られているとみないわけにはいかない。

その一つは「新教」・[教労]の運動についての当時なされていた「評価」が一般的にひどく一面的で、「批判的」であったこと。特に同時代(1930年代)に展開された「生活綴方」運動と比べてそのような見方・見解が示されることが多かった。

第二は、その頃は、新興教育運動に携った人たち(後にこれらの人たちを「当事者」と呼び慣わすことになるが、この頃はまだそういう呼び方はなかった)がまだ相当数現存していたにもかかわらず、誰からもそれに対する正面きっての反論がなされていなかったこと。

第三は、そのような状況の中で、新興教育運動(この名称も一般的に使われるようになったのはずっと後になってからのことである。それまでは組織の略称を使って「『教労』・『新教』の教育運動」とか「プロレタリア教育運動」などというように呼ばれた)について当事者が協力してその実態を明らかにしていこうという教育運動史の組織的研究が始まる動機が示されていること、

など。

このように、この記録（「証言」）を通して私たちは教育運動史の組織的研究がどのようなことが契機となって歩みだしたのかを知ることが出来るのである。

この後参加者は、毎月1回関係者が集まってテーマを決めて懇談を重ねていくこと、年明け後の早い時期に第一回の会合を開いて基本的なことを決めること、などを約して散会したのであった。

1950年代末までに出された文献 ところで、先の「会話」に示された1と2について、即ち、この「忘年会をかねた同窓会」が開かれた以前（「終戦」後の1940年代の後半から50年代までの時期）、新興教育運動に関する文献や研究の状況はどのようなものであったのだろうか。

文献で見る限り「戦後」その運動に触れた最初のもは、全日本教育労働組合（1946年5月3日結成）の機関紙『Kyoiku-Rodo』第2号（1946年5月16日）に掲載された無署名の「数々の教育事件 弾圧の歴史 ふみにじった民主的運動」という解説記事である。ここでは「戦前」の「教労事件^(ママ)」、「新興教育」事件、「生活綴方」事件、「生活学校」事件、「教育科学研究会」事件、「ブルジョア、自由主義あるひはキリスト教学園の弾圧」などについて簡単な説明がなされている。また『週刊教育新聞』（『Kyoiku-Rodo』から改題）の第20号（1946年10月14日）には「戦前」の「教労」の中心的メンバーの一人であった増淵 譲の手による「弾圧の下幾変遷 十余年の暗黒破って黎明来る！ 教組運動小史」が掲載された。この論稿には、教員組合運動の「濫觴^{しょう}」（起こり、起源）となった「大正」期（第一次世界大戦後）の「啓明会」および「日本教員組合啓明会」のこと、「昭和」に入ってから「小学校教員連盟」とその弾圧・解散を経て「全日本教員組合準備会」が結成されたこと（1930年5月25日—柿沼）、それが取り締まり当局の命令によって解散を余儀なくされ、もはや「合法的組合」の結成は不可能になったこと、などが記され、しかし、その活動の中心的な担い手だった人たちによって「遂に非合法組合」である「日本教育労働者組合」が結成され（文中には1930年7月とあるが間違い、正確には「教労」準備会の結成が8月、「教労」の正式結成は11月——柿沼）、「合法的に設立された新興教育研究所」の活動とあいまって「組織は急速に全国に拡大」し「朝鮮・台湾」にまで及んだこと、そして翌31年5月（文中の7月は誤り—柿沼）日本労働組合全国協議会（「全協」）の指導の下、他の3組合と合同して「全協日本一般使用人組合」の結成となり、その「教育労働部」となったこと、しかし打ち続く弾圧のため「（昭和）九年に入るや殆どその組織は文字通り解体され」、「その後自主的教員組合の運動は敗戦後、昨年（1945年—柿沼）十二月『全日本教員組合』が結成されるまでの十数年は全くの暗黒時代であった」こと、などが記されている。以上のように、この論稿は、執筆当時参考になる資料類を殆ど見ることのできない状況であっただけに部分的には誤りがあるけれど、それにしても「戦前」の日本の教員組合の歩み（概略）を初めて系統的に明らかにしたものであって、その意味で貴重なものである。もっとも、掲載紙『週刊教育新聞』が教員組合の機関紙であったから、この論稿が一般の人たち（教育史の研究者も含めて）の目に止

まることはあまりなかった、といわなければならない。また、組合員自身も目の前の活動に忙しく「教員組合の歴史」というテーマに関心を抱くという段階にまで来ていなかったのも、彼らの中においてさえさほど注目されるようなことがなかった、といっておかろう。しかし、それはそれとして、今日、教育運動あるいはその歴史的研究に関心を持つ者としては記憶に留めておいてよい論稿なのである。

増淵 穰「教育労働運動小史」——その研究史上の意義 その増淵は、この論稿執筆を期にこのテーマの検討を一層深め、翌年（1947年）から翌翌年にかけて本格的な論稿を執筆・発表している。日本民主主義教育研究会（1946年4月発足）編集の『明るい学校』誌第3号（1947年6月）から、第6号を除いて、第7号（48年1月）まで4回にわたって連載された「教員組合運動小史」（2回目から「教育労働運動小史」と改題）がそれである。各回の表題と、その中にある「小見出し」は以下のとおりであった。

1 「日本教員組合啓明会」について

2 「小学校教員連盟」について

経済恐慌と教員生活 小教連の結成 エドキンテルンへの加盟 教育労働者インターナショナル規約 東京教員消費組合の設立

3 日本教育労働者組合と新興教育研究所

まえがき 合法組合結成の失敗 恐慌と「教労」の結成 「新教」の創立と役割

4 「教労」の闘争と「全協一般」への合同

組織の拡大 「教労」各地の闘争 各地の弾圧と反対闘争 全協・一般使用人（組合一柿沼補足）との合同

これを見てみると、この論稿が前記の『週刊教育新聞』掲載論稿の構成を「下敷き」にしていることが分かる。つまり前に書いたものを全面的に拡充、書き直したものがこの論稿なのである。

ところでこの論稿が「教育運動史」研究史上持つ意味はどういうものであろうか。その一つはこの論稿によって「戦前」の教員組合運動（教育労働運動）の歩みのおおよそがはっきりしたことである。以後の研究者は少なくとも教員組合運動（教育労働運動）についてはこの論稿を参考にすることが出来るようになった（はずなのである）。

もう一つは、増淵がこれを書いた執筆意図がこの論稿の冒頭に記されていて、それを見ると「戦後」初期（1940年代後半期）の教員組合運動の状況と、その中で教師（教育労働者）たちが「戦前」の運動との関連を如何に意識していたか、また今こそそれを理解しておく必要がある、などといったことについて、その内容をかなりの程度理解することが出来るからである。少し長くなるが、私たちがそれらのことを知っておくために、以下、その部分をここに書きうつしておくことにしたい。

われわれは、過去一年有半にわたって、国際民主主義勢力によってもたらされて自由のも

とに教員組合運動をおしすすめてきた。その間、二・一闘争という大闘争を半歳のながきにわたって闘い、この苦しい闘争を通じてわれわれ教員大衆の階級的自覚はたかまり組織的にも驚異的な成長をとげることができたのである。

ところが、ともすればわれわれは、このような結果に幻惑され、この偉大な成長が、過去におけるあらゆる自主的革命的な教育運動といかなる関連を持っているかということを考えないで、ごく安易な考え方をしている。これは大きな欠陥といわねばならない。あの大正末期から昭和えかけての反動の嵐の中にあつて、われわれの先輩が、いかに苦難な闘争をつづけてきたかということを知る者は案外すくない。

われわれは、この教育運動を今後正しく進めていくためにも、最もけんきょな態度をもって、われわれの先覚者の残した貴重な経験に学ばなければならない。今後のわれわれの闘争が、いろいろな客観状況から判断して、今までのようなものでなく、より困難な苦しい闘争が予想され、単に巾のせまいストライキ闘争ではどうにもならないことが痛感される。そのためにも、われわれはこの際過去のあらゆる教育運動の再検討をおこない新なる発足をすべき時に当面している。

そういう意味から、以下数回にわたって、おもに、教員組合運動を中心とする運動史のあらましを述べてみたいと思うのである。

これを読むと、「2・1スト」に対するGHQ（連合国軍）最高司令官マッカーサーの禁止命令（1947年1月31日）によってそれまでの「自由」や「民主主義」を旗印としてきた初期の占領政策が折れ曲がっていく事態を迎えて、そこからくる「困難」を予測し、新しい状況を切り拓いていこうとしている「息吹」のようなものを感じる。そして、そのためには先人たちが残した「貴重な経験」に学ぶことが大切であるという主張はかなり説得力がある。また、確かに時代も当面する課題も違うけれど、困難を乗り越え新しい状況を作り出すために先人達の「貴重な経験」に学び、「過去のあらゆる教育運動の再検討をおこない新なる発足をすべき時に当面している」という点では、今日の私たちと共通したものがある。そういった意味からもこの論稿に着目しておく必要があるということが出来よう。

村山俊太郎と「山形県の『教労』運動」——「歴史を正しく、けんきょに」学ぶ。この時期、全国的な教員組合の進展と平行して各地でその地方組織が結成されているが、それらの組織の殆どは「全教」と同じように機関紙誌を発行している。そして、その中には自県の教員組合の歩みについて書き記したもの、さらにその前史として「戦前」の運動についての記載があるものも少なからず存在しているものと推定される。その一つの例として山形県教育労働組合連合会の機関誌『教育と文化』があり、その創刊号（1947年11月号）に掲載された村山俊太郎の論稿「山形県教育労働者組合について——本件民主教育運動小史——」がある。

その書き出し（「はしがき」）は次のようになっている。なお、ここでは、掲載誌を直接手に取ることが出来なかったため、ずっと後に刊行された日本作文の会編『村山俊太郎著作集』（全3巻、百合出版、1967年12月～68年4月）の第3巻に収録されているものを使用する。

国際民主主義の力によってもたらされた自由のなかで、教育民主化の運動や教員組合運動をおしすすめることのできる現在の教師たちは、お膳の上に料理をあげつらっているような安易さのなかにさまよっている。しかし二昔にわたる教育民主化のための自主的革命的な教育運動のために闘争の陣頭に活動した人たちは、比較にならぬ悪い条件の下で、しかも現在のひとびとの何百倍もの意気と信念と情熱をもって、真理の探究に、また民主的教育の理想実現のために、あらゆる苦難の途をきりひらいて進んできた。

これらの歴史を正しく、しかもけんきょに把握するところから今後の多難な日本教育の民主化運動が展開できると信ずる。

これを見ると状況認識、問題意識、課題意識などにおいて、先の増淵の論稿と非常に大きな共通性を見ることが出来る。真摯に日本社会と教育の現状を見、「教育の民主化」をはかろうとすれば教育運動の「歴史を正しく、しかもけんきょに」学ぶことがどうしても必要であること、その点については中央にあっても（増淵）、地域に於いても（村山）全く変わらないということはこの二つの論稿は示している。

この後、村山は、記述にあたっては「過去の民主教育運動の中心をなした理論と実践と戦略とを、科学的にかつ理論的に忠実に記述する歴史であらねばならないこと」、そしてそのためには、「どんな社会的現実の必然のうえに、どんな理論と実践的戦略とを展開したかを明らかにしなければならない」こと、といった歴史的検討とそれを記述するうえでの基本的あり方を述べ、さらに、この論稿で、「本県」（山形県）の教育運動の「中心的な山」（「教労組合運動」「北方性生活教育運動」「教育科学運動」）について記載する予定であることを記している。そして最後に「二十年にわたってあつめ」た「これらの運動に関する資料」が「終戦当時官憲のためにさっぱり焼き払われてしまった」こと、また「健康が取り戻されていない」ため「不十分なものになるだろう」ことを予告して、この「はしがき」を結んでいる。このように、この「はしがき」には、前記したことのほかに、「運動史研究」で明らかにされるべき中身・内容と、取り組む時の姿勢・態度が明示されていて大変興味深い。そこに示されたことは今日においてもなお通用するような重要な事柄であって、その点からも運動史研究史上貴重な記録として私たちの記憶に留めておきたいのである。

ところで、本文であるが先に予告した三つの教育運動のうち実際に掲載されているのは第一の部分、しかも途中までで、その後の部分については著作集編集委員会の手で「(以下原稿紛失)」という注記が付されている。「はしがき」のあとは次のような構成になっている。

一 なぜ教労組合がつくられたか

- 1 本件教員の生活状態
- 2 教学体制の進行と教労組合の結成
- 3 教員組合運動の史的背景

A 世界の教員組合運動 B 我が国の教組運動

- 4 山形県教育労働の結成（この部分の文章の途中で途切れてしまっている——柿沼）

また『著作集』巻末の「著作年譜」（作成者は村山の子息 三男淳，長男宏）には、「山形県教育労働者組合について（2）」が執筆されたことが記されているが，ここにも「（未発表 田中新治氏保管）」の記載があって，私たちは今日それを目にする事が出来ない．なお，ここに書かれた部分だけを見ても「はしがき」に示された村山の意向がある程度実行されていることが分かるだけに，もし仮に予定されたとおりにこの論稿が完成していたら当時においても，また今日においても，大きな意味を持つものになったに違いないと思われるのである．せめて「何故そういうことになったのか」その事情を知りたいと思うのだが，「解題」（執筆海老原治善）にもそのことに触れる記述がないので，それを知ることは出来ない．そんな意味で二重に残念に思わないわけにはいかないのである．

さて，新興教育運動のうち「教労」の運動については以上の増淵，村山論稿でかなりその様相が明らかにされたが，他方の「新教」の運動についてはどうであろうか．前記したように増淵の「教育労働運動小史」の3が「日本教育労働者組合と新興教育研究所」となっていて「新教」に対する論及がないわけではない．しかし，それについては『『教労』の活動と併せて次号にくわしく述べるつもりである』ので「ここでは単に発足当初の経過を述べるに止めたい」とあるようにごく限られた点での記載しかなされていない．しかもその次号では「教労」について述べられているだけで，「新教」については全く取り上げられていない．おそらく書いているうちに「教労」関係のことだけで紙幅がいっぱいになったのであろう．当人としては「新教」については「そのあとに」というつもりであったのかもしれないが，この連載はその号までで終了になっているので，結局のところ「新教」についてはくわしいことは書かれずに終わってしまったということになる．もう一つ，大きな理由として考えられることは，増淵，村山ともに「教労」の中心的メンバーで，増淵は中央にあってその活動の中軸的な役割を担い「新教」の方には深く関わっていないかった．村山は山形県において同様の役割を果たしたが，ここでは弾圧のためもあってか「新教」の組織をつくるどころにまで至っていない．しかも前の論稿にあるように運動に関係する資料は「検挙」されるたびに警察に押収され，また「終戦」時に「官憲」の手ですっかり「焼き払われて」しまっていたから，たとえ「新教」に対する考察をしようとしてもそれをする条件がなかったのである．さらに，当時は各地で教員組合の結成が進み，運動が盛り上がってきていた時だけに，組合運動の考察に取り組むことの方を優先するという，そういった意識（「切実感」「切迫感」）があったということもその背景にあったのではないかと推定されるのである．

野上壮吉（池田種生）による「新教」関係の諸論稿　そこで，その「新教」についての文献であるが，それを表題にかかげた最初のもは，1948年2月に創刊された『教育生活』誌（編集人大久保正太郎，発行所新世界社）の第2号（同年3月）に掲載された野上壮吉の「新興教育（SK）時代」である（「野上壮吉」は新興教育研究所の中央委員長であった池田種生が使っていた変名．「新教」時代の活動においては勿論のことその前後にわたる文筆活動でもペンネームとしてよく使用された）．これは同誌の連載「われらの文化遺産」の「その2」として書かれたも

ので、「その1」は上田庄三郎「第一次の新教育運動」、そして、その池田論稿の文末に付された「編集者より」という小文を見ると、この後に「生活綴方」「生活図画」「北方性教育」「北海道綴方連盟」などの教育運動と続き、さらに「生活学校」「教育科学研究会」「保育問題研究会」について「物語風に、われらの先ばいの文化建設のあと」をたどっていくことが目論まれていたようである。しかしどうしたわけか、「その3」以後が誌面を飾ることはなかった。

その野上論稿であるが、「今から約二十年近く前になるが、昭和の初頭、我が国の教育界のみならず、社会的にも大きな旋風をまき起した『新興教育時代』があった」という書き出しで始まる。そして、その運動は「合法的」なものであったにもかかわらず「弾圧」に次ぐ「弾圧」という状況で、「現在とは凡そ想像もつかない状態」に置かれていたこと、「その頃の状態（社会情勢と教育運動についての——柿沼補足）をいまの教育者諸君に知っておいて頂くことは無駄ではないと思われる」という執筆意図にしたがって「私の知っている範囲のこと」を書き、「何かの参考になる位の軽い気持ちで読んでもらいたい」としている。物言いは大変謙虚であるが、この野上は、「前史」時代からこの運動に積極的に関わり、弾圧によって壊滅するまでの全期間を通して一貫して組織の中心にあり、その活動を支えてきた人であって、「新教」の運動を語る上では欠かすことの出来ないもっとも主要な人物の一人なのである。それだけにこの論稿は当時の「教育者」にとってばかりでなく、今日、教育運動の研究史に関心を持つ者にとっても注意して見逃すことのないようにする必要がある。もっともそこでは「新教」が創設され、その活動が展開された当時の社会情勢と、運動の経緯を簡潔に記すことに重点が置かれていて、教師たちが読んでもその運動の実態を理解することが難しいという面があった。事実、編集者（大久保正太郎）はこの論稿のすぐ後に「編集者より」という付記をつけて、その頃の体験を持たない「いまの日本のわかい先生方にはよくわからないことがあるかもしれない」、「だいいちに、かんじんのその教育運動がめざすものは何であったかについて、それがギモンとしてのこころと思われる」と記している。そしてその上で、『明るい学校』掲載の前記増淵論稿を合わせ読むことをすすめて、「そうすればどんな革新的な教育を行おうとしたかがわかり、したがって、ファッション的政府および文部省が、なぜあの運動を『新興教育事件』として、きびしいダンアツをしたかがわかるとおもう」と書いている。確かにこの論稿には、編集者のというような面があり、その指摘は的を突いているといつてよい。

この論稿の後、池田が執筆あるいは語ったものとしては、まず、コア・カリキュラム連盟（略称「コア連」、1948年10月結成。78年6月日本生活教育連盟と改称）編集の雑誌『カリキュラム』第8号（1948年8月、誠文堂新光社）に掲載された座談会記録「日本の教育運動を回顧する」の「その二 土から生い立った生活教育」がある。出席者は「新教」当事者側から池田種生、新島繁、「生活綴方」から滑川道夫、国分一太郎。内容は、「恐慌から生まれた新興教育——赤い講習」、「綴方教育から生活教育へ」、「北方性の教育運動——国分氏の歩んだ道——」、「北方性教育運動の魅力」、「生活学校の北方教育運動への批判」、「結末」となっている。全文（4ページ）がそう長いものでない上に、「新教」についてはその3分の1くらの分量しかあてられて

いない。また、表題やこの小見出しから分かるように、全体として「生活綴方」の方に力点が置かれていて、新興教育の研究史上からすると、さほど重要な位置を占めるものになっているとはいえない。ただ敢えてここに記しておきたいことは、文中の新島の発言の中にある次のことである。「たとえば太田君（これは名前の記憶違い、あるいはミスプリントで、本当は「新教」最後の書記長である小田真一のこと——柿沼註）なんかまだ若かったけれども、非常に献身的にやった。その仕事ぶりに魅せられ、相当みな一生懸命にやる気になった。その意味で組織の中の人柄というものが、そこで働く人に及ぼす力というものは非常に大きいものだとつくづく感じます。」「同じように人柄として感心するのは浦辺君（浦辺 史のこと——柿沼註）です。」これらの発言を通じて、厳しい時代に立ち向かう人々の人間性を垣間見るような思いに駆られるのである。

池田の書いたもう一つのもは、だいふ後になるが、1956年11月に刊行されて国分一太郎編『石をもて追われるごとく——受難教師の手記——』（英宝社）に収録された「逆風鳥記」である。ここでは池田が師範学校を卒業して兵庫県山陰側の小さな町の小学校に赴任しそこで行った教育活動の様子や、郡内の統一試験に反対してそれを契機に体よくそこを追い出されるような形で上京したこと、「すでに落ち目になっていた、教員組合啓明会を引き受けることになった」がその啓明会も再建不能に陥ったこと、山下徳治、浅野研真と池田の3人が表面に立ち若い人たちとともに新興教育研究所を創立する時のこと、即ち、僻村の貧しい子どもたちに対して真剣に愛情を持って教育を行った小学校教員時代から、「新教」設立に至るまでの池田の歩みが良く分かるように記されている。

以上の3篇が「戦後」1940年代に後半から50年代の中ごろまでに池田によって文章化された「新教」についての記録である。いずれも貴重なものではあるが、それぞれ部分的・断片的なものであって、これだけでは新興教育（運動）とはどんな運動であったのかを理解するに十分であるとはとてもいえないといわざるを得ない。

なお、この『石をもて追われるごとく』には池田のこの論稿のほかに3篇の、この運動の当事者による記録が載っている。東京・多摩地区の川田由太郎（浦辺 史）「社会的目覚め即失業」、静岡の戸塚 廉「新教教育同盟支部づくり」、山形の前田卯門「教員組合をつくって」。いずれも当時の運動の実際を知る貴重なものである。またそれ以外の体験記録も、「戦前」の教育運動や「戦後」の「レッドパージ」などについて知る上でおおいに参考になるものがばかりで、全体としてこの書は、私たちが見落としてはならない重要な文献であるといつてよい。

さて、1958年、前記の「新教懇話会」発足のきっかけとなった「忘年会をかねた懇談会」が開かれる少し前、その池田によってはじめて「新教」運動の全体的な様相（但し、「中央」の動向を主にしている、地方組織についてはごく限られたことしか記述されていないが）が明らかにされることになった。『教師の友』9・10合併号（通巻64号、編集人岡田稔、発行所教師の友の会）から以後6回にわたって連続掲載された「プロレタリア教育の足跡」がそれである。概要を知るために各回で取り上げられている項目を示すと次のようであった。

I（1958年9・10月号）一. 矛盾を教員に——世界恐慌による波紋

- 二. 活路を求めて——立ち上る教員たち
- II (11月号) 三. 地下組織へ——教育者労働組合運動 (正確には「日本教育労働者組合」—柿沼註)
- 四. 抗争と弾圧——(「教労」組織の—柿沼補足) 終末にいたる経路
- III (12月号) 五. 合法的な運動——新興教育研究所の発足
- 六. 方向転換——日本(プロレタリア—柿沼補足)文化連盟への加盟
- IV (1959年1・2月号) 七. 嵐の中に——(新興教育—柿沼補足)同盟準備会への突進
- V (3月号) 八. 対立^(マ)な教材——階級教育の教材研究
- VI (4・5月号) 九. 与えた影響——現在にうけつぐもの

この連載について池田は、『『戦前教員抵抗の跡』(仮題)』というような題で、単行本とするつもりで書いた原稿の中、昭和期の部分から連載されたもので、「明治・大正・昭和と経てきた日本社会の発達の中で、教員がどう抵抗を試みたか、それが現在および将来に、どんな教訓をもっているだろうか」ということが、筆者のねらったところ」であり、「連載されている部分は、戦争前の最も強くなり上がってきた時期」のことである、と記している(IIの文末に付されている「付記」による)。これを見るとこの連載部分の前と後の原稿があったようにも受け止められるが、少なくとも私の知っている限り公表されたものの中にそのようなものはない。「もし書かれていれば……」と残念に思われる点の一つである。それはともあれ、この論稿によって私たちは、「新興教育」とは何か、どういう運動だったのかということについて、断片的なものでなく、その基礎的基本的な事柄の概要を初めて知ることが出来るようになった。ここには、「新教」の前史から後身の「新興教育同盟準備会」とその事実上の解散(新興教育運動の収束)に至るまでの状況が「教労」との関係も含めて系統的に叙述されており、また、それを理解する上で重要な意味を持つ天皇制教育に「対立」する「プロレタリア教育」の教材作成の取り組みなどが記されているからである。さらにまた、「非合法活動」という、「戦後」の者には全くといってよいほど理解しにくい事柄の説明や、運動の中で感じたり、思ったりしたこの運動の「弱点」や「誤り」などについても実に率直に語られており、その他いろいろと当時の運動の実状を示す事柄を読む者に提供してくれているのである。

ちなみに「非合法活動」ということであるが、周知のように「戦前」社会では「大日本帝国憲法」の下、特に「治安維持法」を根拠にして社会主義・共産主義運動や労働運動、農民運動をはじめあらゆる社会的運動に対して厳しい弾圧がなされた。そのために内務省直轄の「特高」(特別高等警察)が整備され、そういった動きを常に監視し、少しでも「怪しい」と判断したら個人であろうと団体のメンバーであろうと容赦なく拘禁し、拷問などによる厳しい取り調べをして、時には監獄に送り込むなどということが平然となされていた。この法律によって処断された者の数は未だにその正確な数は分からないが一般に数万人に上るといわれている。

池田は、この論稿で「非合法運動」とは、天皇制政府の恣意によって勝手に運用されるような「一方的な法律によって認められない運動をすることである」と記している。その上で、「教労」

の「綱領」的文書（渡辺良夫の署名で出された「日本に於ける教育労働者組合に就いての一考察」，雑誌『新興教育』1930年11月号に掲載。但し，即時発売禁止処分に付された。「渡辺良夫」は「教労」最初の委員長山口近治の筆名）のほぼ全文を紹介し，その中にある「五，組織は非法的に，学校単位に」を念頭に入れて，「非合法化すること（非合法的に活動するという方針をとったこと——柿沼註）が正しいとしなければならなかった現実がそこにあったので，一概にマルキシズムを観念的に適用したと，片づけることはできないであろう」と述べている。また「非合法」的活動とは日常的にどのような心構えで活動することなのか，について具体的に次のように記している。この点は，当時の運動を「戦後」の者たちがなかなか理解することが難しいということと関係し，また後に記すようにこの運動に対する「評価」とも関わるので，少し長いが引用しておくことにしたい。

これは，きわめて不便なものであって，合法面では必要としない異常神経を使い，寝ても起きても緊張していなくてはならない。行動も真剣である。時には非人間的な心理状態にもなることがある。敵の包囲の中にいる意識と警戒心を一刻もわすれてはならない，鉄の規律を必要とするのが，非合法運動の特長（「特徴」の誤記—柿沼）だといえるであろう。従って文書，アドレスなどを残すことは固く禁じられ，連絡についても何時何十分，どこでと指示されたら，一分おくれてもだめとなる。その苦心のほどは想像以上だったのである。今日というスリラー（スリルの間違い—柿沼）があるともいえようが，その人たちには，そんなのきななものではなく，全神経を傾けての真剣そのものであった。だから，その部署（自分の担当部署のこと—柿沼註）以外には，全体を知ることほとんどできなかった。（中略）

ところが権力者の方は，どこへでも人の住居に無断で入りこみ，人間をさらっていくばかりでなく，書物であろうが，日記・手帳であろうが，手当たり次第に強奪していき，拷問でも暴力でも思う限り使って（それが合法的！）しらみつぶしに調べあげるのだから，敵の側の方が全体的にずっとくわしく，よく知っているという珍妙な現象をきたした。

この文章にあることは，直接的には「非合法」的に活動した教育労働者組合について述べたものであるが，「合法」的な運動を目指した「新教」の場合でも程度の差はあっても事態は基本的に同様であったということが出来る。何故なら取り締まり側が「疑わしい」と判断したら合法組織であろうとなかろうと片っ端から検挙し過酷な取り調べに当たったからである。なおこの論稿の最終回は「与えた影響——現在にうけつぐもの」となっていて，新興教育運動の評価に関わる当事者の重要な証言的記録となっているが，それについては後述するつもりである。

ここまでの記述で取り上げた，以上の緒論稿が，「新教懇話会」の発足の頃までに新興教育運動について記された当事者の手になる記録である。その中でもこの運動の研究史上に大きな位置を占めるのが増淵 穰「教育労働運動小史」と池田種生「プロレタリア教育の足跡」である。文中で言及したように，この両文献によって初めて新興教育運動の中央の様相をほぼまとまった形で知ることが出来るようになったからである。しかしながら，そのように重要な論稿が生み出さ

れている反面、発表論稿の数の上だけで見てみると、この運動についてのものは非常に少ないといわざるを得ない。多分漏れがあると思われるので、そのことを考慮しても、「生活綴方」や「生活教育」に較べてその差は歴然としている（横須賀薫「民間教育史研究文献年表（1945.8～1973.2）」参照、民間教育史料研究会編『民間教育史研究事典』所収、評論社、1975年8月）。

2. 何故、この時期新興教育関係の論稿数が少なかったのか

この時期（1940年代の後半から50年代の間）何故このような違いが生まれたのであろうか。そこにはGHQ（連合国軍総司令部、中心は俗に言うアメリカ占領軍）によって主導された当時の日本の教育界の状況が深いところで関わり合いを持っている。なお、以下の記述において、アメリカの対日占領政策や日本政府などの教育施策に関わる文書類から引用する場合には、まず文部省（官房文書課）編集の『終戦教育事務処理提要』（全4巻、但し、発刊時の原本ではなく、1980年11月に文宣堂出版から刊行された復刻版）で確認し、その上で実際の引用は宮原誠一・丸木正臣・伊ヶ崎暁生・藤岡貞彦『資料 日本現代教育史』第1～4巻・追補1巻、三省堂、1974年9月～79年12月）から行った。その際は（『資料〇』〇〇ページ）などというように表記する。またこの両者に収録されていないものについては本文中に特記するか、末尾の〔補註〕欄に記載した。

「ポツダム宣言」の受諾とGHQ主導による「戦前」日本教育の解体　　いうまでもなく日本の「戦後」は1945年の8月の「ポツダム宣言」受諾（14日）と翌日（15日）の天皇による「終戦の詔勅」放送（いわゆる「玉音放送」）によって始まる。

その「ポツダム宣言」には世界の反ファシスト連合国の日本に対する共同要求として13項目からなる「対日戦争終結条件」・「戦後処理方針」が示されていた。そこには、戦争を遂行した「権力及勢力」を「永久ニ除去」すること（第六項）、「新秩序ガ建設」され「戦争遂行能力」の「破碎」が「確証」されるまでの「連合国」による日本の「占領」（第七項）、「カイロ宣言」に基づく日本の領土の指定（本州、北海道、九州、四国、および連合国が指定する諸小島）（第八項）、「日本国軍隊」の完全な「武装解除」（第九項）が記されており、そのあと第十項として「戦争犯罪人」の「嚴重なる処罰」と、「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障碍ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」と記載されている。さらにその後「再軍備産業」の禁止（第十一項）、と、これらの諸目的が達成され日本に民主的・平和的な「責任アル政府」が樹立された時に「占領軍」は直ちに「撤収」すること（第十二項）、そして最後に、改めて日本の即時「無条件降伏」を要求するものとなっている（第十三項）。（引用部分は『資料1』20～21ページから。）

この「ポツダム宣言」の受諾によって日本の社会は新しい出発をすることになる。そこに記されていることはそれまでの日本が目指してきたこととは大きく異なる重要問題ばかりであった。中でも教育の面に即していうと、第十項にある「戦争犯罪人」の処罰（つまり教育と教師の戦争

協力・戦争責任を明らかにして適切な措置をとること」と、その後に記載されている「民主的傾向ノ復活強化」、「言論宗教及思想ノ自由」、「基本的人權ノ尊重」を（公）教育の基本的方向にどう実現していくか、ということが直面する課題であった。ところが時の政府と文部省の採った方向はこの課題に誠実に向き合うものではなかった。「国体の護持」（主権者である天皇の地位を護り抜くこと）と「教育勅語の奉戴」（謹んで戴^{いただ}くこと）がその基本方針であり、新しい日本の教育を打ち立てるための方針・施策はこのことを前提にして作成され、実施されていったからである。

こういった日本政府の思惑を超えて、GHQは「ポツダム宣言」に基づいて次々とその「占領政策」を実行していく。その基本となることを一言でいえば、日本の社会、国家体制の中から「軍国主義・超国家主義」を取り除くということであった。いわゆる「三大戦後改革」（財閥解体、労働改革、農地改革）をはじめ、「教育改革」もその重要な一環として、相当なスピードでその取り組みがなされたのである。占領軍の「意向が公式に示された最初の文書が1945年9月22日公表の「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方式」というものであるが、そこには日本の教育制度から「軍国主義及超国家主義」を「除去」すること、それらの推進者を「監督的及教育的地位ヨリ排除」することなどが記述されている（鈴木英一『日本占領と教育改革』25ページ参照、勁草書房、1983年6月⁶⁾）。そして、その基本方針の下でGHQは10月から12月にかけていわゆる「教育に関する四大指令」（当時は「禁止的諸措置」と呼ばれた）を日本政府に指し示したのであった。

その最初の指令が「日本教育制度ニ対スル管理政策」で、軍国主義・超国家主義的教育の禁止などが改めて強調され、以下、第二指令「教員及教育関係者ノ調査・除外・認可ニ関スル件」、第三指令「国家神道・神社神道ニ対スル政府の保証・支援・保全・監督・並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、第四指令「修身・日本歴史・及地理停止ニ関スル件」が次々出されていった。これらの指令によって「戦前」日本の軍国主義・超国家主義教育は解体されていくことになる。

「解体」の次には新しい教育（制度）の建設が課題となる。そのためにGHQは本国政府（陸軍省）に教育使節団の来日を要請し、その求めに応じて1946年3月初め「アメリカ教育使節団」（J. D. ストダード団長以下27名）が日本に到着した。使節団は、あらかじめGHQの「覚書」に基づいて設置されていた「日本側教育委員会」⁷⁾（委員長南原 繁）とも連携を取りながら、精力的に活動を展開し、1ヵ月足らずのうちにその結果をとりまとめて連合軍最高司令官宛に提出している（公表されたのは4月7日）。それが『アメリカ教育使節団報告書』というもので、そこに示された「勧告」は「戦後」日本の教育改革の進行のうで極めて大きな影響を与えたのであった。

労働組合、教職員組合運動の高まりと、新たな教育運動の始まり 1945年9月大日本産業報国会がGHQの指令によって解散させられた（その他の国策協力団体もその前後に自主的に、あるいは自然消滅のような形で解散している）。続いて10月、日本政府に対するGHQの覚書「政治、信教並に民権の自由に対する制限の撤廃」が発表され、「治安維持法」や特高警察が廃止、

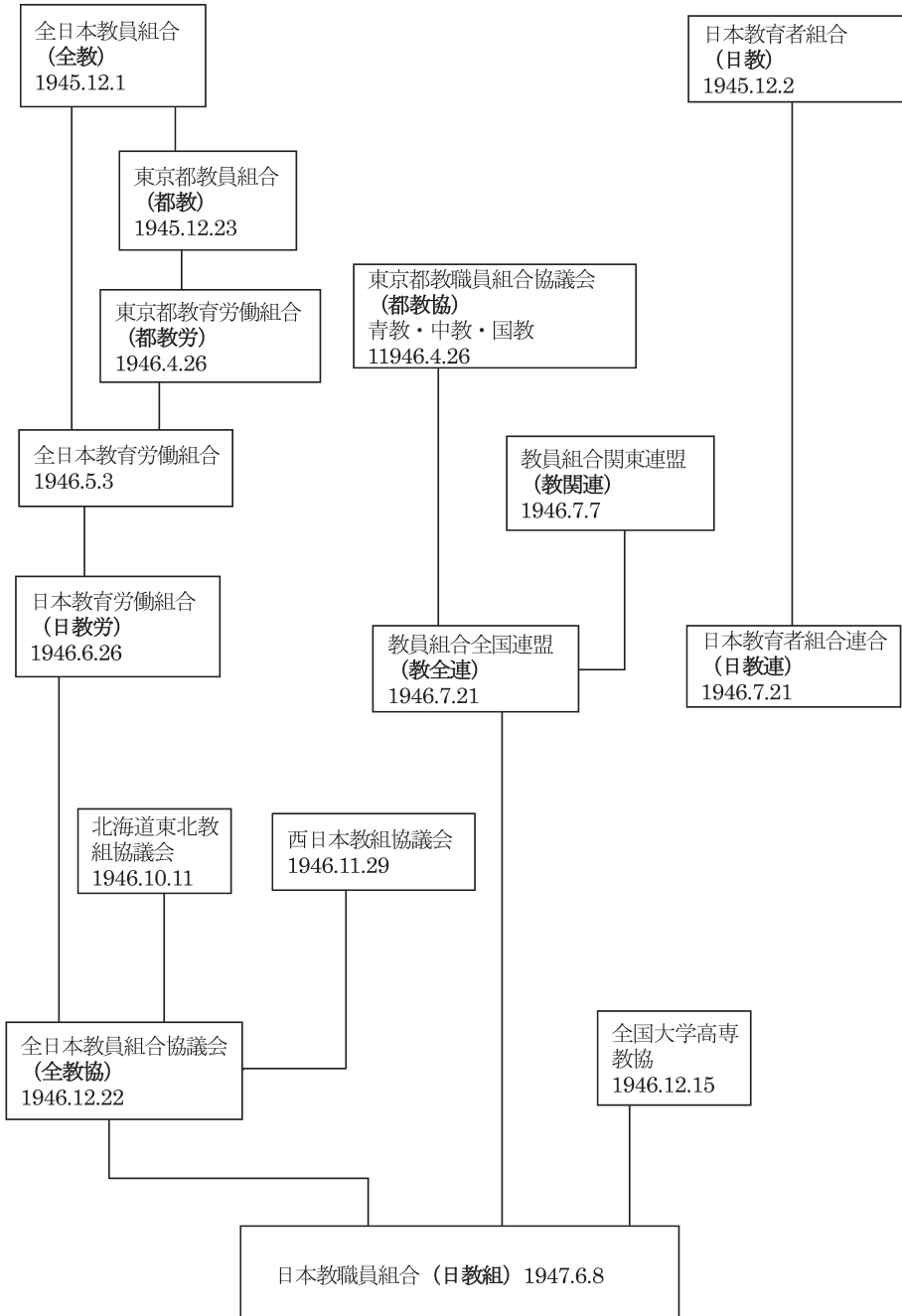
獄中にあった共産主義者、自由主義者などが解放された。こうしてこれらの運動を阻害してきた大きな障碍が取り除かれ、新しく成立・発展する条件が整備されてきた。他方、「敗戦」による日本資本主義崩壊の危機から立ち直るため取られたインフレ政策によって国民生活はますます窮乏化し、そこから生存を維持するために労働組合を結成し労働運動を展開する必要性の意識が自然発生的に高まっていった。「敗戦」時全く姿を見ることの出来なかった労働組合が、2ヵ月ほどの「空白期」を経て10月ごろから再発足したり新規に結成されるようになり、「労働組合法」の制定された12月には700を超える単位労働組合、37万人あまりの組合員数を数えるまでになっている。ちなみに「戦前」の最高時の労働組合員数は1936年の42万人であるから、わずかに「敗戦」後半年足らずの間に「戦前」最高に近いところまできているということになる。⁽⁸⁾

このような労働組合運動の盛行は、教員組合運動やその他の教育運動の場合も同様であった。「戦後」各地で教員組合作りが始まり、1945年の12月には全日本教員組合（「全教」、12月1日結成）と日本教育者組合（「日教」、12月2日結成）という二つの全国組織も生まれている。また「全教」の働きかけで新たに組合作りが始まったところもある（「日教」の方は著名人中心の組織で一般教員の間に根を張ることが出来なかった）。そして、1947年6月には教育労働者の全国単一組織・日本教職員組合（日教組）の結成にまでたどりついている。この年10月初めの教育労働者数は50万人余り、「日教組」を中心とする教職員組合員の数は42万人強、組織率実に80%を超えている。そして一般の労働組合と同じように、各地の教員組合や全国的組織のいずれにおいても中心的な活動家の中には「戦前」の教員組合運動・教育運動の経験者がかなりの数見られるのである。例えば、増淵 讓『日本教育労働運動小史』（新樹出版、1972年7月）には「全教」の結成大会で選出された中央執行委員48名の名簿が記されているが（168～9ページ）、その中に「戦前」運動関係者として『『新教』『教労』関係一〇名、生活綴方関係二名、その他民主的な運動関係者六名、青年教師団関係者と思われる人が一五、六名であった』（166ページ）と記載されている。なお、増淵のこの著書は、「第I部 教育労働運動小史」、「第II部 戦後初期の教育労働運動——戦前の教育運動は戦後いかに継承されたか——」、「第III部 教育運動史資料」で構成されている。その内の「第I部」は既述の同名の連載（初回のみ「教員組合運動小史」）に小論「弾圧の下幾変遷」を「序章」に加えて編成、「第II部」は書き下ろしで、その後に増淵を含む13名の「運動参加者の証言」として『『戦後初期の教育運動』への証言』と題する座談会の記録が載っている。この二つは「戦後」初期の教育労働運動の実状を知るうえできわめて有益であり、必読文献であるといっておかろう。後にもう一度触れることになる。

参考までに「戦後」最初の全国的な教育組合から「日教組」結成に至るまでの変遷図（カッコ内は略称）と、その頃どのような教育文化運動団体が組織され、活動したか、その代表的なものを結成順（発足年月順）に記載しておく。なお、この「変遷図」は増淵前掲書187ページから引用したが、その元になったと思われるものが日本教職員組合編集・発行『日教組十年史1947－1957』（1958年6月）の目次のすぐ後のところに「日教組結成略図」として掲載されている。増淵のものは、この「略図」を「下敷き」にしたものだと思われる。また、「戦後」初期の教員組

合運動については「日教組」のこの書のほかに全日本教員組合協議会闘争史編集委員会編『教員組合運動史——教育労働運動の統一まで——』（週刊教育新聞社，1948年10月）がある。両書ともこの時期の教職員組合運動を知るうえでは欠かすことが出来ない。

教員組合変遷図（「日教組」結成まで）



主な教育文化運動組織（結成年月）

1945年10月 自由懇話会

46年1月 民主主義科学者協会教育部会（「民科」教育部会）

4月 日本民主主義教育研究会（「民教」）

46年7月機関誌『明かるい学校』創刊（のちに『あかるい教育』と改題）

1947年1月 教育民主化協議会（「教民教」）

47年6月中央教育復興会議の中に解消

12月 日本民主主義教育協会（「民教協」, 「民教」から発展, 改組織）

250名の準備委員と18都道府県の代表,

49年7月ごろからGHQ東京軍政部の弾圧により活動不振に,

50年3月の機関誌特集号の発刊を最後に事実上自然解散,

さて、先に記した、「何故この時期新興教育運動に関係した者たちの記録が『生活綴方』や『生活教育』に較べると圧倒的に少ないのか」、ということの第一の理由は以上のことと深い関わりがある。即ち新興教育運動の関係者は、当面する教員組合運動や教育研究運動、教育民主化運動などに活動の重点を置き、また日々流動化する現実との格闘の中で、増淵や村山のような一部の者のほかはかつての運動について深く考察したり論文を執筆するといったことに切実さや切迫感を感じる間もなかったし、その「ゆとり」さえほとんど持つことが出来なかったのである。以上が主要な理由である。

では逆に「生活綴方」や「生活教育」についての論稿が多種多様には書かれているのは何故だろうか。それは当時GHQなどによってもたらされ、推奨された教育が文部省を介して広く国内の教育に影響を与えたことが関係している。

「アメリカ教育使節団報告書」と『日本国憲法』『教育基本法』体制の成立 既に触れたように、GHQが日本の教育から「軍国主義・超国家主義」を除去するためにとった当初の教育方針は「四大指令」に代表されるような「禁止的措置」であったが、その後建設されるべき教育（制度）については1946年3月にGHQの求めに応じて来日したアメリカ教育使節団の「報告書」（「アメリカ教育使節団報告書」3月31日連合国軍最高司令官マッカーサー宛提出、4月7日発表）の果たした役割が非常に大きい。（なおここでの引用は文部省調査普及局が翻訳・発行した『米国教育使節団報告書 全』1952年6月、を使用し、宗像誠也・宮原誠一・周郷 博編『アメリカ教育使節団報告書要解』国民図書刊行会、1950年10月、などを、参考にした。⁹⁾

使節団は、第一章「日本教育の目的および内容」の冒頭で日本の教育を「十九世紀の型」、つまり20世紀の現今社会からすれば時代遅れもはなはだしいものと大変厳しく認定し、その前にある「序論」では、「教師の最善の能力は、自由の空気の中においてのみ十分に現はされる。この空気をつくり出すことが行政官の仕事なのであって、その反対の空気をつくることではない」とか、「子どもの持つ測り知れない資質は、自由主義といふ日光の下においてのみ豊かな実を結

ぶものである。この自由主義の光を与へることが教師の仕事なのであって、その反対のものを与へることではない」(8ページ)というような文言が見られる。また第一章中の「教育の目的」のところでは、「民主政体における教育哲学の基礎」は「民主主義」であり、「民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊厳を認めることが基になるであらう」(9ページ)などと記されている。つまり「報告書」は自由主義、個人主義を柱とするアメリカン・デモクラシーの考え方に立って、「戦前」日本の教育制度を批判し、占領軍による「武装解除」措置が一定の成果を収めた段階で、その後どのような新しい教育を建設すべきか、を具体的に提示したのであった。

そこに示された改革提言(勧告)は教育のほとんど総ての分野を覆うような詳細なものであるが、ここではこの小論の文脈上必要な一つのことだけを確認しておく。それは「カリキュラムと学科課程」(原文では *curricula and courses of study*) というものに対するもっとも基本的な考え方についてである。報告書では、その策定に当たっては「ある特定の環境にある生徒が出発点でなければならない」こと、つまり抽象的一般的な子どもではなくて、現実の社会の中で生活(生き、活動)している子どもに注目し、そのような「生徒の興味から出発して、生徒にその意味がわかる内容によって、その興味を拡大充実するものでなければならない」(11～12ページ)としている。そして、「中央官庁」は「教授の内容や方法、または教科書を規定すべきではなく」、せいぜいのところ「概要書、参考書、教授指導書等の出版に限定すべき」であり、「教授の内容と方法を、種々な環境にある彼等の生徒の必要と能力並びに彼等が将来参加すべき社会に適應せしめることは、教師の自由によらるべきである」(10ページ、傍点柿沼)と記している。これらの文言から、20世紀前半のアメリカを代表する哲学者であり教育学者であったデューイ(John Dewey 1859～1952)のプラグマティズム思想(実用主義、経験主義)が色濃く反映していることが分かる。そしてまた、この報告書の勧告を実施に移すアメリカ側の担当者であったCIE(GHQ民間情報教育局)の中心メンバーたちもこのデューイの信奉者(新教育派)が多かったので、その後打ち出された改革案はおおむねこの線に沿ったものであった。

このGHQの「報告書」の勧告を実行に移さなければならなくなった文部省は、それらを実施する前に「新しい日本の教育」とは何か、どのようなものか、を教師たちに示し、理解を求める必要があった。そのための「教育者の手びき」として『新教育指針』(5分冊)という大部の著作を発行し、1946年5月から翌年7月にかけて、各地の学校を通じて教師たちに手渡していった。(なお、この『指針』の原本が手元にないため、『資料 日本現代教育史1』に収録されているものを利用した。従って、引用箇所のパージもそれによる。⁽¹⁰⁾)

全体は2部で構成され、その「第一部は新教育の理論を述べ、第二部はその実際を取り扱ったもの」であって、「ポツダム宣言の要求」を「忠実に実行する」立場に立って「軍国主義・極端な国家主義の除去」「民主主義の徹底」「平和的文化国家の建設」を目指し、「すべての人間の人間性を尊重し、その平等の人格を尊重し、さらに各人の個性を尊重することが、新しい日本の建設の土台であり新しい教育の目標である」(93ページ)ことなどが懇切・丁寧に説かれている。

また第二部では、教材の選び方や取り扱い方、討議法など実際の教育活動に直結する「新教育の方法」について解説がなされている。

ここに示された事柄は、「戦後」間もない時期で多くの戸惑いの最中にあった教師たちに新たな希望と展望をもたらすことになった。文章の平明さや書かれている中身の新鮮さは勿論のこと、教師一人ひとりの、あるいは共同しての、「研究の材料とし自由に論議して、一そう適切な教育指針をつくられるならば、それは何よりも望ましいことである」(81 ページ)という提起の仕方、これらはいずれもそれまでの文部省文書にはまったく見られなかったものであった。ここには、文部省の中にも、内容と形式の両面にわたって「戦後」の新しい教育(新教育、民主主義教育)を作り出していこうという意識と意欲が生み出されて始めてきていることが認められる。また、この中には後の「日本国憲法」や「教育基本法」に示される「民主主義教育」のあり方へと連なっていくものがある、ということも意に留めておきたいところである。

(こういった「戦後」教育改革とその「変革主体」をめぐっては、最初、この小論の中に取り込んで論じるつもりでいたが、作業が進むうちに相当な分量になることが分かってきたので、この小論とは別に一稿を起すことにした。現在、この小論と平行してささやかな一文を準備しているところである。)

アメリカ教育使節団が帰国したのち、その「報告書」に示された勧告の趣旨を生かして抜本的な「教育改革」実施を図るために成された施策で、『新教育指針』の作成・配布と共に、ある意味ではそれ以上に重要な意味を持ったのが教育刷新委員会の設置(略称「教刷委」、1946年8月「官制」公布、9月第一回総会)である。「教育に関する重要事項の調査審議を行ふ」ためのものとして内閣総理大臣が直接「所轄」する機関として設けられた(「教育刷新委員会官制」第一条、『資料1』122ページ)。この委員会は、先の教育使節団来日にあたって設置された「日本(側)教育家委員会」がその任務を終了した後改組拡充されて出来たものといってよく、委員の多くはその時のメンバーと重なっていた。全体の顔ぶれはいわゆる「自由主義的知識人(リベラリスト)」が大半で、初代委員長は安倍能成、のち南原 繁に代わった。委員会の活動は活発で、49年6月に教育刷新審議会(「教刷審」と改称された後の期間も含めて、35回の「建議」(51事項)を行っている。そして、1952年6月、中央教育審議会が設置されることにともなって、その役割を終了することになる。「教育法上の憲法」といわれる「教育基本法」(「教基法」)は、「日本国憲法」(1946年11月3日公布、47年5月3日施行)の精神、特に「前文」と「第二六条 教育を受ける権利、教育の義務」を受けて、この委員会の第一回建議(46年12月27日)ならびにその第一特別委員会の手になる「原案」を基に、1947年3月31日に公布・施行されたのである。そして、その「教基法」に基いて「学校教育法」「私立学校法」「社会教育法」「教育公務員特例法」「文部省設置法」など、教育制度の基幹となる諸法律が制定されていった(いうまでもなく、これらの法律制定に際しても、「教刷委」「教刷審」の「勧告」が重要な役を果たしている)。こうして日本の教育はその全局面にわたって「戦前」とは全く異なった新たな形で整備され、新しい教育活動が展開されるようになった。

この「戦前」と「戦後」の違いを一言でいうと、『『帝国憲法』・『教育勅語』体制』から『『日本国憲法』・『教育基本法』体制』への転換，ということになる。その変転ぶりの大きさ・激しさについては、文部省さえその道程を振り返って次のように述べている。

一九四五年八月第二次世界大戦が終結して以来、日本の教育は、国家活動の他の領域におけるとひとしく、いな他の領域におけるよりもはるかに徹底して、根本的、革命的な改造を遂げてきた。日本の教育は、その全面にわたって、真理と平和とを愛する近代民主主義国家の教育としての性格および実質を、完全に具備しようとして徹底的な自己脱皮を行ってきたのである。

この文章は「日本における教育改革の進展」と題して「一九五〇年八月第二次アメリカ教育使節団に提出した文部省報告書」の冒頭の一節（「序説」書き出し部分、『資料1』178ページ）であるが、少し後の「第一章」には「教育改革のこのような根本的・徹底的性格を、われわれは教育基本法の制定のうちに、具体的に見ることができよう」（同181ページ）などという文言もあって、「教基法」に対してきわめて高い評価がなされている。これらの文章にはやや手前味噌的、自画自賛のニュアンスが感じられないこともないが、それはともあれ現在の文部科学省（かつての文部省の後継）からはこのような「戦後教育改革」やかつての「教育基本法」に対する高い評価を聞くことは出来ない。この報告書を読めば、「これ本当に文部省の出したものなの?!」という意外感を抱く人たちも決して少なくないであろう。事実また「戦後教育改革」や「教育基本法」に対する文部省のこういった高い評価はこの時が最後であった。

「教基法」「学校教育法」公布・施行の翌日、1947年4月1日、「新学制」が始まり、新しく生まれ変わった（はずの）小学校と新制中学校が発足した（新制高等学校、新制の大学が発足するのは翌48年4月1日）。またそれに備えて文部省は、47年3月20日「学習指導要領一般編（試案）」を発行している（『社会科学学習指導要領』の発行は47年4月）。そこには、激しい言葉での「戦前」教育および教育行政への批判はないけれど、「序論」の冒頭で「いまわが国の教育はこれまでとちがった方向に向かって進んでいる」と明記し、そのちがいの「いちばんたいせつ」な点は「上の方からきめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するという画一的な」やり方をやめて、「こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになって来たということである」（『資料1』236ページ）と述べている。そして「ほんとうに民主的な国民を育て」るためには「地域社会の特性」「学校の施設の実状」「児童の特性」に応じた教育内容や方法を「それぞれの現場」で考え、工夫をしていくことが必要で、この『指導要領』は「教師自身が自分で研究して行く手引きとして書かれたものである」（同237ページ）と強調している。なお、この「手引き」であること、即ち教師の参考用に作られたものであることは、他の箇所でも何度も述べられている。

新学制（6・3制）の施行、「新教育」、コア・カリキュラム運動の盛況とその批判 このようなGHQと、文部省の方策（GHQに示唆されてアメリカのヴァージニアプランやカリフォルニアプランなどを参考にして作成されている）を受けて、教師や教育研究者の間には「新教育」

(児童中心、生活重視教育)についての強い関心が生まれ、広まっていった。一方では明石プラン、川口プラン、福沢プラン、本郷プランなどといった「地域教育計画」の作成、実践、運動が展開され、また、新設の社会科を中心に置いた総合的なカリキュラム(＝コア・カリキュラム)の編成(問題解決学習、生活単元学習)については特に大きな関心事となった。こういった動向の中で、1948(昭和23)年10月、教育研究者、教師、その他の関係者によってコア・カリキュラム連盟(略称「コア連」)が結成され、翌年1月には雑誌『コア・カリキュラム』が発刊されている。この会は、今日いうところの民間教育研究団体としては「戦後」最初のもので、組織は学校ごとの加盟を主とし、それに個人加盟者も加わるという独特の体制をとった。この組織形態、即ち「学校が単位となって民間研究団体を結成したのは、日本の教育史上においてあとにもさきにもコア連をのぞいて例がない」し、会員の増加も著しく「のちに『民間文部省』といわれるほどの影響力をもつ」に至った(中内敏夫・竹内常一・藤岡貞彦・中野光『教育のあしおと』92ページ、平凡社、1977年4月)といわれている。

このアメリカを範とする「児童中心」の「新教育」と呼ばれる教育活動は、実は日本の「大正」期に華々しく展開されていた教育運動と同根のものがある。「大正自由主義教育」とか「大正新教育」と呼ばれるものがそれである。雑誌『カリキュラム』には折々この運動についての回顧談や研究論文が掲載され、次第にその数を増すようになっていった。その最初は、前記した「座談会 日本の教育運動を回顧する」(1949年8月号)中の「①自由主義教育運動(志垣寛、西原恵一、山崎博)」で、論文としては51年4月号から12月号まで5回にわたって断続的に掲載された「新教育運動の先駆者たち」(①海後勝雄「沢柳政太郎博士」、②梅根 悟「野口援太郎」、③重松鷹泰「木下竹次先生」、④長井八蔵「及川平治先生のこと」、⑤三上文一「手塚岸衛と千葉の自由研究」)がその代表的な例であろう。但し、このような歴史的論稿は、新興教育運動のそれに較べればずっと多いけれど、おびただしい数のカリキュラム論や教育方法論などに比すればごくわずかだったといってよい。例えば、日本の代表的な教育史学者の一人とされている梅根悟でさえ、「戦後」いち早く著書『新教育への道』(誠文堂新光社、1947年7月)を出版し、また東京教育大学教育学研究室編『教育大学講座3 日本教育史』(1926年6月)に「日本の新教育運動——大正期新学校運動についての若干のノート——」といった史的な論稿も書いているが、この時期(「コア連」の時期)には『カリキュラム』誌などを中心に、目の前の現実的課題に対応するための論文や著書を非常に多く執筆し、大半の精力をそのことに費やしているのである(1973年9月講談社から出版された梅根悟・教育史研究会編『梅根悟 教育研究五十年の歩み』所収の「著作論文目録」を参照)。

ところでこの大きな盛り上がりを見せた「戦後」の「新教育」であるが、それに対する批判もかなり早くからなされている。当時の教員組合(「全教協」→「日教祖」と密接に協力しながら活動を展開した「民教」やその後の「民教協」は、機関誌『明るい学校』『あかるい教育』誌上でたびたびこの問題に論及し、「生活経験主義」「社会機能主義」などという批判を行っている。そういった取り組みのうちもっとも代表的なものは民教協研究会におけるシンポジウム「コア・

カリキュラム批判」(1949年6月開催)とそこでなされた発表を掲載した『あかるい教育』特集号「コア・カリキュラム批判」の刊行(明かるい学校社, 1950年3月)といつてよいであろう。その構成は以下のようになつてゐる。

(提案) コア・カリキュラム論の土台	矢川徳光
(批判) 批判の重点	城丸章夫
日本の現状をみつめて	今井誉次郎
学力低下に関連して	平湯一仁
社会科の前進と歴史教育	まつしまえいいち
あとがき	矢川徳光

なお、ここにある「批判」という意味は、矢川提案に対してその誤りを指摘したり異なつた見解を提示するといふのではなく、そこにある「不十分さを指摘」(「あとがき」)するもの、別言すれば補強意見とでもいふべきものであつた。矢川は、ここでの提案を基に、また「批判」を受け止めたうえで、1950年5月、『新教育への批判 反コア・カリキュラム論』を刀江書院から出版した。

この書は、「コア連」の理論と実践においてもっとも中心的・指導的な役割を果たした石山修平(委員長)と梅根 悟(副委員長)の教育思想・教育理論を中心に据えて、広く深く体系的にその批判を行ったもので、「新教育」(コア・カリキュラム)批判の代表的著作として、当時、広く注目されたのであつた。全体の構成は次のようになつてゐる。

まえがき		
第一章 教育思想史的脚光	1 ロック	2 スペンサー
第二章 教育思想の社会的基底		第三章 コミュニティー・スクール
第四章 社会科教育		第五章 生活教育とプロジェクト・メソッド
第六章 カリキュラム構成と文化革命		第七章 カリキュラム構成の基本的態度

その「まえがき」では「広島文理科大学教授・長田新氏の主張の一節」を引用し、「わたしの批判の結論を一言で言ひあらわすとすると、それはさきの長田氏の主張の結論とおなじもの、すなわち——『世界史的の視野と展望とがなくて企図される社会的な新教育運動こそ、危険きわまる妄想であるといわなければならない』ということである」。そして、その「中央的指導者」の主張は「『近代市民社会』すなわち、具体的には、いまの日本の社会に『積極的に奉仕する』人間を作ろうといふ教育論である」(『矢川徳光教育学著作集3』6～7ページ、青木書店、1973年5月)と断じたのであつた。また、最後の第七章では自己の「カリキュラム構成の基本的態度」として以下の5点を提示し、それぞれに詳細な説明をつけてゐる。(原文では総てに傍点が付されてゐるがここでは省略する。)

- (一) 世界観の確立が第一義的に重要である。
- (二) 歴史主義に貫かれていなければならない。
- (三) 文化遺産の継承・発展として考えなければならない。

(四) 理論と実践が統一されなければならない。

(五) 地域性の重視は警戒されなければならない。

ここに示されていることは、矢川自身の見解の表明であるのは勿論のことであるが、そればかりでなく「新教育」の思想や理論の持つ根本的な「誤り」を改めて端的に表現したものである。またそこには、カリキュラムを編成する上で拠って立つべき原則として今日においてもなお検討に値するものが含まれているように思われる。なお、矢川没後刊行された『矢川徳光教育学著作集』(全6巻, 1973年5月~74年2月)の第3巻には、この『新教育への批判』と『日本教育の危機』(新評論社, 1953年3月)の二著書が収録されているが、その「解説」(執筆小川太郎)はこの両書を理解するうえで大変有効であるので、是非参照してほしいと思う。

占領政策の「反共化」の中で教組運動、教育研究運動の新しい展開 ところで、改めてこの「新教育」の運動(「コア連」の運動)が展開された時期を見てみると、その当初は、GHQ(CIE)によって「民主主義」が強く叫ばれ、それに追隨して日本政府や文部省も「民主主義教育」をしばしば口にしていたので、それらと歩調を合わせるかのようにこの運動も大きな広がりを見せたのであった。が、その占領政策は、1947年3月のいわゆる「トルーマン・ドクトリン」(米議会におけるトルーマン大統領の自由主義諸国に対する共産主義の脅威とそれとの闘いを表明)や、中国における革命運動の発展と中華人民共和国の成立(1949年10月)、朝鮮戦争の勃発(50年6月)などという状況の中で「反共主義」が鮮明になり、それにともなって日本の民主的勢力に対する弾圧政策が露骨に展開されるようになっていったのであった。

前記の「民教協」は、1948年6月時点で3千名を超える会員と1万数千の『あかるい教育』読者を有し、教育界に一定の影響力を保持するまでになっていたが、1949年7月GIE教育顧問イールズによる「共産主義教授追放」講演によってアメリカの「占領政策」の「反共」化が鮮明になっていく中でGHQ軍政部の弾圧に晒され、会活動は不能に陥り、自然解消を余儀なくされてしまった。『あかるい教育』も同年8月発行の第20号と、50年3月発行の前記『特集号 コア・カリキュラム批判』(通巻21号)をもって廃刊のやむなきに至っている。

また、GHQの指令によって行われた大規模な「レッドページ」の一環として「49年秋から50年春にかけて、学校教職員千数百人が追放され」、これを含めて、レッドページによって職場を奪われた全国の公務員、教職員、報道関係者、一般企業従業員の数は「合計約4万人にのぼったと推定され」ている(社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典』683ページ「レッド・ページ」の項。新日本出版社、1992年7月⁽¹¹⁾)。その反面、「戦争責任」を問われて「公職追放」された者たちの「追放解除」が次々と実施に移されていった。1950年9月に来日した第二次アメリカ教育使節団(団長ウイラード・E.ギヴンズ以下5名)は、「第一次」の勧告の進捗状態を研究・検討し、今後の日本の教育によって「有用」な見解を提起するとして、「第二次教育使節団報告書」を連合軍最高司令官(マッカーサー元帥)宛に提出したが、そこでは「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」(前掲文部省『米国教育使節団報告書 全』90ページ)として子どもたちの受けるべき教育の方向を指し示し

たのであった。そして、1951年9月「サンフランシスコ講和条約」調印（52年4月28日発効。連合55のうち米・英をはじめとする「西側」48カ国と）および同日の「日米安全保障条約」の調印によって、「対米従属下の独立国」日本が誕生する。

このような事態の進展の中、国民の間にはアメリカへの従属と戦争への危険性につながる「単独講和」に反対し、民族独立・平和への願いを込めた「全面講和」を求める運動が盛んになった。「日教組」も、1950年2月に「講和に関する声明書」と「平和声明書」を発表し、翌51年1月の中央委員会では「講和に関する決議」を決定。「全面講和、中立堅持、軍事基地提供反対」の「平和三原則」に加えて新たに「再軍備反対」を打ち出し（5月の定期大会ではこれらを「平和四原則」として確認）、また「教え児を再び戦場に送るな」という教員組合史上画期的な意味を持つ「スローガン」を決定して、広く社会的アピールを行った（『日教組十年史』770ページ参照）。さらに「講和条約」調印後の11月には「平和と独立」を掲げて第1回教育研究全国大会を開催した（その後この名称は全国教育研究集会と改められ、「全国教研」とか「日教組教研」とか呼ばれて、今日まで引き続き開催されている）。また、1952年6月には「教師は平和を守る」「教師は科学的真理に立って行動する」など十項目からなる「教師の倫理綱領」を大会決定して「占領」後（＝「独立」後）の事態に対応する新たな「教師像」を確立し、平和と民主主義教育の創造・発展を目指すことを決意したのであった（同前208～211ページ参照）。他方、民間の教育研究運動の分野でも既に活動していた日本学校劇連盟（1949年4月発足。1959年8月日本演劇教育連盟と改称）、や歴史教育者協議会（1949年7月創立）のほかに、朝鮮戦争勃発直後には日本綴方の会（1950年7月結成、翌51年9月日本作文の会と改称）、教師の友の会（1950年12月結成）が活動を開始し、また52年3月には「戦前」の教育科学研究会が教育科学研究全国連絡会として再建されている。以後様々な領域でたくさんの自主的・民主的な教育研究団体が結成されていく（大槻 健『戦後民間教育運動史』60ページ参照、あゆみ出版、1982年7月）。

こういった国際的・国内的諸情勢の大きな変動の中で、「新教育」（「コア連」）の中からもこれまでの自己の運動や理論に対する「反省」や「自己批判」の動きが始まった。この運動の指導者の一人廣岡亮藏が1950年3月号の『カリキュラム』に載せた「牧歌的カリキュラムの自己批判」はその契機を成す代表的なものの一つとあってよく、題名中に示された「牧歌的」という表現にはこの運動の性格を象徴するような響きがあった。またこの廣岡を含め石山修平ら5名の論文からなる『新教育の反省——教育現実の検討と克服——』（黎明書房、1950年5月）という書も出版されている（但し梅根はここには執筆していない）。が、これらを含めてかなりの数に上るこの種の論稿の内容は多様であり、論争的であったとさえいってよい。このような「コア連」の動向について後に船山謙次は「おそまきながら、近代主義、生活主義の立場に立ちながらも、アメリカ流のプラグマティズムと経験主義教育論のうえに無条件的に乗ることの誤りを自覚し、社会体制の矛盾からくる日本社会に危機と教育の危機とを強く意識するにいたった」と記している（『続戦後日本教育論争史——戦後教育思想の展望——』77ページ、東洋館出版社、1960年5月）。こうして「戦後」教育界で大きな広がりをもせた「新教育」（「コア連」）の運動も根本的な変更

を迫られるところとなり、1953年6月日本生活教育連盟（「日生連」）へと衣替えして『日本社会の基本問題』を中心とする教育内容研究（大槻前掲書64ページ）へとその歩みを転換していった。

生活綴方教育運動の復興と発展 「新教育」（「コア連」）の内部から「自己批判」活動が顕著に見られるようになったころ、1950年7月に「日本綴方の会」の活動が始まる。子どもたちの「生活」「地域」を重視するという点では「新教育」の運動と共通性があるように見えながら、実際は全く異なっていた。その大きな違いは、前者が「アメリカ」のプラグマティズムの教育理論・教育活動に学び、それに依拠するような形でその運動を展開していったのに対し、後者（日本綴方の会）は最初から「日本のつづりかた教育の遺産をうけついで」「新しい作文教育の建設と普及」を目指した（「日本作文の会綱領」から、大槻前掲書72ページ）というところにある。

前述したように、「戦前」，「新教育」には、「大正自由教育」とか「大正新教育」とか呼ばれた同根の運動があった。しかし、そのころの運動で指導的な役割を果たした者たちは「敗戦」時には既に死没しているか相当な高齢に達して新しい時代の中で活動することは余り出来なかった。したがって当然のことながら著された文献も極めて少ない。（なお、この教育運動の概要やその持っていた「意義」「限界」などについては拙著『近代日本の教育史』『第三章』中の「三、『大正自由教育』の主張と運動」でやや詳しく論じている。教育史料出版会、1990年6月）ところが「新興教育」や「生活綴方」など「昭和」期の運動の担い手たちにとっては、「戦後」は新しい「出番」の時期となった。但し、その活動開始の時期を見てみると両者の間には幾分の違いがある。すなわち、前者は前述のとおり「終戦」後さほど時間が経たないうちに新たな形をとって教員組合運動や教育文化運動の取り組みを始めているが、生活綴方の関係者の多くが、「生活綴方」そのものの運動に本格的に取り組むようになるのは1950年代に入ってからのことである。それまでは、入江道夫（東京）小鮎 寛（群馬）らは全日本教員組合の中で、今井誉次郎、国分一太郎、野口茂夫らは「民教」「民教協」などの教育文化運動の中で活動している（入江は両方で）。では何故彼らを含めた「生活綴方人」がその実践や理論的な取り組み、歴史的検討を始めるとまでに一定の時間がかかったのであろうか。その事情を小川太郎は後に出版された著書（『生活綴方と教育』明治図書、1966年9月）の中で次のように説明している。「過去に生活綴方の運動にしたがっていた人びとの意識では、すでに民主主義の世の中になったのであるから、社会科学の認識の教育を行うことができるとして、生活を綴らせることで生活と教育を結合するというようなまわり路の必要を認めなかったというようなことのようなことである。このような判断は、占領軍を解放軍と見たというような考え方が当時進歩的な陣営の中で支配的であったということを見ると、いちおう無理もなかったといえる」（212ページ）。

ところがこれも前述したように、その「解放軍」は一方で日本の「民主化」のための施策を実行した反面、1947年の「2.1スト」におけるマッカーサーの「中止命令」や3月のアメリカ大統領による「トルーマンドクトリン」宣言以来日本を「反共の防波堤」と成すべき方策を強力に推し進めていった。こうして、CIEや日本政府・文部省がいくら「民主主義教育」を口にしてもそ

れでは本当の民主主義は育たないことがはっきりしてきた（このことは、それに呼応する形で展開された「コア連」の動向の中にも見られた）。こうした状況の下で、かつての「生活綴方」運動に携わった人たちを中心にして、改めて「教育と実生活の結合」を指針とした「戦前」の運動の伝統を受け継いで新たな組織を作る活動が始まり、1950年7月、「日本綴方の会」（機関誌『作文研究』）が結成された。そして翌（1951）年2月さがわみちお（寒川道夫）編『大関松三郎詩集 山芋』百合出版）、続いて5月に無着成恭編『山びこ学校』（山形県山元中学校生徒の生活記録、青銅社）が出版されると、これが教育界ばかりでなく広く社会的に注目されるようになり、生活綴方への関心が大きな広がりを見せるようになった。またこの年2月に出版された国分一太郎の『新しい綴方教室』（日本評論社）は、後年（1958年9月）刊行された日本作文の会編『生活綴方事典』（明治図書）の「生活綴方年表」（峰地光重・今井誉次郎編）で「戦前の生活綴り方の成果を総合的発展的に述べ綴方復興に大影響を与える」（676ページ）と記されるほど大きな役割を果たした。これらの著作などの影響もあって「生活綴方教育」高揚の機運が次第にみなぎってくる中で、1951年9月、「綴方の会」は日本作文の会（「日作」、機関誌『作文と教育』）と改称・改組織する。そして、その「日作」が、恵那綴方の会、岐阜県教職員組合と共に中津川市（岐阜県）において開催した「第一回作文教育全国協議会」（1952年8月1～3日）は大盛況となり、これを機に会活動は大きく前進、民間教育研究団体としては今日においても最大規模の会員数を有する研究会の一つとなっている。

「戦前」の運動家による体験談や回想記の執筆もこうした「生活綴方」運動の動向と軌を一にしている。「綴方の会」結成以前（1940年代後半）にはわずかに国分一太郎や峰地光重、今泉運平らのものが散見されるだけであるが、「綴方の会」が結成され、日本作文の会へと再組織される頃になるとこの状況は一変する。その頃に刊行されたこの種の代表的な文献としては、1951年10月発行の後藤彦十郎編『魂あいふれて 二十四人の教師の記録』（百合出版）と、1952年8月に金子書房の手で編集・刊行された『生活綴方と作文教育』とをあげることが出来る。前者には木村 寿「おばあさんになぐられた先生」、諸井恒男「炭坑地の教師となって」、千葉良雄「着任の日の教室」から始まって国分一太郎、寒川とみ子ら21名の「戦前」の運動に参加した経験を持つ人たちと、綿引まさ、相川日出雄、無着盛恭といった「戦後」に運動に参加した人たち、合わせて24名の生活綴方教師が書き下ろした「実践記録」が収録されており、最後に宗像誠也と宮原誠一の解説が付されている。この書を企画・出版した意図については編者である後藤によれば「アメリカ直輸入的な外来教育のものまね（「コア連」の運動を含む「戦後」新教育のこと——柿沼註）が戦後日本の教育全体を一色に塗りつぶしているのをみるにつけ、それへのはがゆさもあって、日本の子どものための、現実に立脚した、足元のしっかりした教育のあり方を訴えたかったのである」ということであった（『魂あいふれて』から（1）解説、宮原誠一・国分一太郎監修『教育実践記録選集 第四巻』289ページ、新評論、1966年12月）。なお、後者『生活綴方と作文教育』には今井誉次郎「小砂丘忠義と『綴方生活』」、成田忠久「『北方教育』覚え書」といった論稿や、大沢雅休、鈴木道太、松本正勝、野村芳兵衛、来栖良夫、坂本 亮といった

「戦前」各地で活躍した人たちの回想記などが収録されている。この両書の刊行のあと、この種の論稿は単行本や雑誌論文などの形で次々と発表されていった。「戦後」の綴り方の実践家たちは「現実」だけでなく、「先人」たちからも多くのことを学ぶことが出来たのであった（前に述べた「戦後」新教育の運動との違いの一つがこのようなところにある）。

3. 新興教育運動に対する一面的・「批判的」評価の広がり

そこで話を戻して、教育運動史の組織的研究が始まるようになった契機のところで記しておいた事柄、すなわち「新教」・[教労]の運動についての当時なされていた「評価」が一般的にひどく一面的で、「批判的」であったこと、特に同時代（1930年代）に展開された「生活綴方」運動と比べてそのような見方・見解が示されることが多かった、ということについて見ておきたい。実はこの問題は「戦後」の綴方運動の復興・発展の上で最大の貢献者ともいってよいような大きな役割を果たした国分一太郎の言説が深く関係しているのである。

国分一太郎による新興教育運動批判 周知のように国分は実に多くの著作を発表している（1985年10月新評論から出された『国分一太郎文集10』に「年譜」「著作目録」があるのでそれを参照）。また、名作家である。子供向けに書いたものは勿論のこと、教師向け、一般人向けに書いたものも皆分かりやすく、親しみやすい。多くの読者を魅了したのは、その内容からばかりでなく、こういったところにも理由がある。その国分が「戦後」刊行した本格的な綴り方の理論書の最初のものが前に記した『新しい綴方教室』であり、次が1955年5月新評論社から「教育新書」として出した『生活綴方ノート』（Ⅰ、Ⅱの2冊）である。この本は57年8月合本してB6版の『生活綴方ノート』（出版社は社名変更した新評論）となり、65年8月に新装版として全書版型のもので発行され、多くの読者を得たのであった。

ところで、この『生活綴方ノート』は、著者が『生活綴方の擁護』、『生活綴方の普及』をめぐり、雑誌その他に書いた評論を収録したものであるが（「合本のためのまえがき」より）、その中にいくたびか新興教育運動に対する批判的見解が記されており、当時、新興教育運動に対する批判的「評価」が一定の広がりを見せる上でいわば「原典」ともいってよいような役割を果たしたのであった。例えば同書に収録の「『生活綴方』の運動と『生活学校』の運動」と題する論稿（初出は教育科学研究会編集の雑誌『教育』1952年3月号）の中には、次のような記述がある。

教育実践に身を入れるかたわら、ひそかに加盟した教員組合のことがばれて、昭和七年二、三月、村山氏（村山俊太郎のこと一柿沼註）とわたしは十幾人のその他の教師たちとともに検挙された。そこで、これもひそかに読んでいた雑誌『新興教育』のことが追及され、村山氏はクビになった。かろうじて教壇に帰ることのできたわたしは、せうかちな（あの当時としては）教組運動や公式主義的な「新興教育」運動よりは、地についた教育実践の道＝綴り方を中心とするしごとくに全力をかたむける決心をした。（傍点 柿沼）

また、この論稿のすぐ前に配されている「生活綴方の運動」（初出誌不明、前記「年譜」や「著作目録」でもこの論稿名が見当たらない）では、小砂丘忠義を中心とする雑誌『綴方生活』が『新興教育』の公式的・政治主義的なスローガン、田部久（北村孫盛）らの概念的な性急なプロレタリア綴方論、極左的な教組運動と教育研究運動の結合のうごき等にくみせず……」（『生活綴方ノート』全書版269～270ページ）という方向で活動が続けたと記述する形をとって、「新興教育運動」に対する自説の「正当性」を吐露している。

要するにかつて新興教育運動に「関係」したことのある国分にしてみれば、その運動は「公式主義」「政治主義」「極左的」などといった性格のものであり、「生活綴方」の運動はそれを批判的に乗り越えるものとして発展していった、というのである。これらの言説には多くの点で吟味しなければならないことや「誤り」とさえいわなければならない事柄が含まれているが、中でも運動に対する評価の論拠とされている国分の「教員組合」体験がどのようなものであったのか（村山ら検挙された者たちは一様に職場から「放逐」されたのに国分だけは何らかの「処分」もなしに「教壇にかえることができた」のは何故か、どういう事情があったのか）を吟味する必要があるのだがそれらについては後述するとして、今ここでは文脈上必要な一つのことについてだけ記しておきたい。

それは、ここに引用した文言の含まれている論稿（『生活綴方』の運動と『生活学校』の運動）には、初出時（前記した雑誌『教育』）「人間教師の出現《資料に裏づけられぬ素描》」という副題がつけられ、末尾には「若い今の教師諸君や教育研究者たちの客観的批判をいただきたいと考えたので、事実とその当時の私見だけをかいた」という付記がつけられていたのだが、『生活綴方ノート』に収録された時にはこれらが削除されている、ということについてのことである。即ち、この論稿執筆時には、ここに記されたことは「資料に裏づけられていない」こと、自分の直接・間接に遭遇した「事実と私見」を書いたものであること、つまり国分の経験や主観による記録であり、これとは別に資料等に基いた検討や研究の必要性があることについての「自覚」があったことが明示されていた。したがって読者はそのつもりでこの論稿を読んだのであるが、単行本になった時にはそれらの記述がなく、それ故に「わたしの経験を語れば、ほぼみんなの経験をも語ることになるのではないかと思う」（この場合の「みんな」とは、直接的には『生活綴方ノート』387ページにある「生活綴方の運動に、いちばん本気になって参加した人びと」のことを指している——柿沼註）という文章（最初の文節の中に出てくる）を見てこの論稿に描かれていることは国分一人のものではなくもっと広く生活綴方人に共通の、さらには一般的な客観性を持った「歴史的事実」として理解してしまうことになる。実際問題として初出誌でこの論稿を読んだ者より、『綴方ノート』でこの論稿に出会った者の方がはるかに多いから、この二カ所が削除された意味は決して小さなことではなかったのである。このことはこの論稿の総ての事柄に関わることであるが、特に「新興教育運動」については批判のトーンが高かったこともあって、その見方が過ちのないものとして綴方教師ばかりでなく一般教師、教育研究者や文化人の中にさえそのような「理解」が生まれてしまうことになった。国分が、「戦前」からの生活綴方運

動の主要な一員であったばかりでなく「戦後」もいち早くその復興を主張し、その発展のために尽力した人物であり、しかも綴り方に主力を注ぐ以前には教育評論家として日本民主主義研究会や日本民主主義教育協会、児童文学者協会などの民主的な教育文化運動の中で積極的に活動し指導的な役割を果たしていただけにその影響は一層大きなものがあったのである。象徴的な言い方をすれば、生活綴方の教育（運動）が盛んになればなるほどこの状況も広がっていったといっ

このように、「戦後」一時期、新興教育運動に対する批判的な見方が一定の広がりを見せるうえで国分の果たした役割を見逃すことは出来ないが、もう一つ研究者の果たした役割にも見過ごすことの出来ないものがある。

教育史家駒林邦男の新興教育運動批判 「戦後」教育学研究者として新興教育運動について本格的な論文執筆を最初に手がけたのは、私の知る限りでは教育史研究会の駒林邦男（岩手大学）であった。⁽¹²⁾

駒林は、まず、日本の教育史研究に画期的な役割を果たした教育史研究会⁽¹³⁾の機関誌『教育史研究』創刊号（1955年10月）に「日本における教師の抵抗運動の資料 一九二八～一九三三年を中心に」を發表し、続いて同研究会のそれまでの研究成果を取りまとめた海後勝雄・広岡亮蔵編『近代教育史』（全3巻、誠文堂新光社）の第3巻、「市民社会の危機と教育」（1956年5月）に、その第七章として「抵抗の教育運動」と題する論文を執筆した。そして三つ目は、『明治図書講座 学校教育』の第2巻「日本教育の遺産」（この巻の編者代表は小川太郎、1957年5月）に載せた「IV プロレタリア教育運動」である。この三つの論文を並べてこの順番で読んでみると、この時期における駒林の研究の進展がどの様なものであったかが読み取れるような気がして面白く感じる。以下、本稿では、この順で第1論文、第2論文、第3論文と略記する。いうまでもなく新興教育運動に関する限り、順を追って内容的に「拡充」したものとなっている。

まず第1論文であるが、これは「あとがき」にあるように国立教育研究所にあった資料を使って書かれたそう長くない論文（5ページ）で、この運動の概要が記されている。その構成はまえがき風の簡潔な記述の後、「I 教育労働者組織化の進展」、「II プロレタリア教授の実際」、「III 弾圧」というようになっている。その中身は後の論文と重なるところが多いのでここでは省略するが、唯一つ指摘しておきたいことは、ここに登場する「資料」（例えば文部省学生部『プロレタリア教育運動 上』1933年4月、同『プロレタリア教育の教材』1934年3月、など）は「戦前」の文部省がこの運動を弾圧・取り締るために作成したもの（表紙に「秘」と印刷されている。私たちはこのようなものを「官側資料」とか「当局側資料」あるいは「弾圧側資料」と呼んでいる）が大半であること、中に一部『新興教育』からの引用のように記されたものがあるが、それも皆これらの文献中に記載されているものばかりで、実際に著者が現物を手にしていたかどうかははっきりしない、ということである。勿論1950年代にはこういった「当局側資料」さえ目にすることはほとんど出来なかったし、そのようなものが存在することさえも一般には知られていない時であったから、著者がそのことを意識していたかどうかにかかわらず、それらの文献の存在

と、ごく一部分であれその中身とが明らかになったことは研究史のうえでは意義のあることであった。

次に第2論文であるが、その構成は、「第一節 農民運動と抵抗の教育」、「第二節 教育労働者運動」、「第三節 ファッション的教育体制の本格的展開と北方性生活綴方運動」となっていて、第1論文に較べれば対象が大きく広がっている。当然のことながら論文の長さもずっと長い（24ページ）。特に第二節にその約半分（11ページ余）が使われている（いうまでもなく掲載誌の異なる論文の長さを単純比較しても余り意味がないが、論ずる対象が同一の場合には内容上の深まり・広がりがある）。事実、それまでの当事者の書いた論稿の中ではほとんど見ることの出来なかった「プロレタリア教育」の教材や実践についての具体例の紹介などがあり、全体として第1論文に較べてかなり研究上の進展が見られる。しかしながら、「当局側資料」に依拠しての「研究」であるだけにその運動に対する「評価」については基本的にその枠から抜け出すことが出来ないでいる。「『極左的』な運動方式」とか、「移植的観念的」な「教育実践」などという言葉が散見されるのである。もっともこの論文が不十分さを免れないことは駒林自身がよく認識しているところであって、そのことは冒頭のいわゆる「はじめに」にあたる部分に、「資料蒐集が、きわめて不充分だったので、多くの独断と誤りがあることをはじめにお断りしておく」という文言があることから分かる。

さて、第3論文「プロレタリア教育運動」であるが、いうまでもなくこれが第1、第2論文を経て当時の駒林が到達したこの運動についての「総括論文」であるといつてよからう。全体（30ページ）の構成は、「はじめに」があって、以下、「一 教育労働者組合運動」、「二 新興教育研究所」、「三 プロレタリア教材」となっている。この論文を一読して気になることは、実は、第2論文の時と同じように筆者自身が記していることである。「あとがき」に次のような文章がある（154ページ）。

書き上げてみて、いろいろと不備な点や、まちがった点に気がついたが、他日改めたい。一番大きなあやまりは、当時の歴史的、社会的条件にそくして、プロレタリア教育運動の「遺産」をくみとるという仕方ではなく、ある理想的な基準を設け、「百点満点の正解に照らし合わせて」採点するといった仕方を、知らず知らずのうちにとりしかもその基準があいまいだったということである。（傍点 駒林）

これを見ると、筆者の「正直さ」には感じ入るけれど、一体何のためにこの論文は書かれたのが疑問を持たざるを得ない。

たとえば「一」のところでは、「数少ない資料から」（130ページ）あたかも自分のあらかじめ持っている「結論」にあわせるかのようにその一部分を取り出し、この運動に「子どもの見えない教育運動」「根深いセクト性」「極左的政治的性格」「政治主義的偏向」などといった評価を下す。さらに驚くべきことは、文部省学生部の「最近ニオケル小学校教員思想事件内容調査」中に記されている「父母ト教員ノ関係」の項に以下のような記述があることを引用して、それについての著者の見解を示すところである。引用文は以下のとおりである（132ページ）。

〔山形〕……概ネ（引用文には「概木」と記されているが誤植であろう——柿沼）、児童父兄ノ信望篤ク、中ニハ優良教員ト称セラレタル者アリ。〔富山〕……児童父兄ヨリハ、熱心ナル教師トシテ認メラル様、苦心シタル者多ク、不謹慎ナル言動ヲナセル者ナシ。従ッテ、父兄ヨリ排斥セラレタルモノナシ。〔沖繩〕……関係教員ハ、平素優秀ト認メラレタル者多キヲ以テ、児童父兄ノ信任ヲ得、何ラノ問題ヲ惹起シタル者ナシ（傍点 駒林）

この文章に対する駒林の読み取りはどうかといえ、¹「不謹慎ナル言動ヲナセル者ナシとか何ラノ問題ヲ惹起シタル者ナシとは、何を物語っているか、こちらの側からみれば、それは、彼らが任務を遂行しなかった、ということにほかならぬ」ということであり、「教育労働者組合運動の活動方針そのものにその責任があったと思わざるを得ない」というのである（132ページ）。いうまでもなくこれは駒林の勝手な読み込みであり、自己の持つこの運動に対する批判的見解が誤っていないことを主張するための、ためにする議論だといわれても仕方がない。事実、この運動に参加した教師たちが子どもや親たちに慕われ信頼されていたことを当局側も認めざるを得ず、またそれ故にかえって大きな「危険性」の存するを感じとり、そのような事態に目をくらまされて取り締りがおろそかになることのないよう関係者に一層の警戒心を促すために記されたものだと見るべきものである。この例に示されているように駒林には全体として「当局側資料」に対する見方が確立していないといわざるを得ない。たとえば、第1論文から第3論文までのいずれにおいても「引用」あるいは「参考文献」として重用されている文部省学生部『プロレタリア教育運動』や『プロレタリア教育の教材』を例にとってみても、そこには表紙に²の印刷がしてあり（これについては第1論文のところで触れた）、さらに表紙裏には「本篇は思想問題に関し生徒・児童の教育の任にある者並びに教育関係者の注意を促し警戒の資に供する目的を以って編纂したものである。」とわざわざ四角に囲った注意書きがついているのに、それらの意味することが全くといってよいくらい顧慮されていない、もっとはっきりいえば意識されていないのではないか、ということである。いうまでもなく歴史的研究にとって「資料」は必要不可欠である。しかしながらそのことは同時にその「資料」の性格を見極めること、すなわち一般に「資料批判」という行為がともなわなければならない。特に国家や権力の政策や行為に対して「反対」や「抗議」の意思を持つ「運動」を対象とし、「弾圧」する側の「資料」を利用する時には一層そのことを強く意識しておくことが必要である。「戦前」の教育運動に関していえば、プロレタリア教育運動が「今や全く極左運動の一分野」である」（『プロレタリア教育運動 上』144ページ）として最も厳しく弾圧されたのであるから、その研究には以上のことに十分留意しておくことが欠くことの出来ない必要事なのである。勿論、これらのことは、それならそういった「資料」は無視したらよい、ということの意味するのではない。それとは反対に、次のような意味合いからきわめて大切なものだといわなければならないのである

それについてかつて私は文章にしたことがあるので、参考として少し長くなるけれどその内の関係部分だけをここに記しておきたい（青山 毅 編著『昭和期文学・思想文献資料集成 第12輯 新興教育について』所収の拙著「解説」より、五月書房、1991年5月）。

「官側資料」「当局側資料」の意義と限界 新興教育について司法・検察当局は「教員赤化事件」などと称して徹底的な弾圧を行った。また行政当局も執拗に行政処分（^{かくしゅ}誡首＝首切り、教員免許証奪など——今回 補充）を繰り返した。組織の出版物や関係者の著作（「運動側資料」）はその多くが発売禁止処分に付されたり、関係者の検挙の折に押収されたり、あるいは身の危険を感じた者たちが自ら廃棄してしまったりして、今日ではその現物を眼にすることがなかなかむずかしい。特に「非合法」組織であった「教労」は、弾圧を未然に防いだり、被害を最小限にとどめるために「証拠」となる文書類をできるだけ残さないこと、さらには文字にすることさえ極力避けるという「努力」をしなければならなかったのである。従って一般に「官側資料」とか「当局側資料」と呼ばれるものがこれらの資料不足を補い、その間隙を埋めるものとして重要な意味を持つことになる。しかしそれらの資料は①当局がこれらの教育運動をどのようなものとして考え、どのような対策をたてようとしたのか、あるいは対策を講じたかを知るうえで、②その中に、今日ではほとんど見ることのできない重要な資料の引き写しがある、などという点で、貴重なものであるけれど、③同時にそこには、弾圧を目的として作成したところからくる歪みがあり、④客観的な事実の記載の中にもかなり多くの誤りが含まれている、という制約のあることを十二分に認識しておく必要がある。

以上、少し長くなったが、この運動に対する一連の論文で、駒林の評価がひどく一面的、否定的になったのは取り締りを任務とする当局側の資料を「鵜呑み」にしているところからきていることについて述べてきた。それともう一つ気がかりなことがある。それは第2論文の第三節の中に出てくることであるが、駒林は前掲の国分論稿『生活綴方』の運動と『生活学校』の運動（雑誌『教育』1952年3月号）を読んでいてそこからの引用をしている箇所である。そこで駒林は「綴方教師」について「教育の問題を政治の場からだけ捉え、その解決の方法を『公式的な、当時としてはせっかちな』政治主義に求めた教育労働者運動の壊滅を目の前にした彼らは、ここに『地についた教育実践の道＝綴方を中心とする仕事に全力を傾』けようと決意した」（300ページ）と記している。この中の『 』（二重カッコ）の部分が国分からの引用文であるが、ここからもこの論文の趣旨が国分説と近似したものであることがよく分かる。このことは、駒林の新興教育運動に関する批判的見解に何らかの形で国分論稿の影響がある、ということを示しているといってもよい。（なお、悪いことに駒林のこの論文では引用した元の文献を国分ではなく同じく北方性生活綴方教師であった宮城の鈴木道太の著書『生活する教室』からと誤記載している。）

以上、教育運動の組織的研究の始まりといてよい新教懇話会の発足の契機となった井野川発言の中にある「ちかごろ教育界では『新教』『教労』は『生活綴方』に比べてボロクソに批判されている、という傾向があるようだが……」を意識して、それがどういうことを意味しているのかを探ってきた。つまり、新教懇話会以前の、新興教育運動に対する検討・研究状況について述べてきたわけである。改めてその大要を記すと、次のようになる。

- ① 「戦後」当初の日本の教育は、GHQに指導され、「新教育」と総称されて、官民を挙げた取り組みによって広範な普及を遂げたが、それは主としてアメリカの「プラグマティズム」（実用主義、経験主義）教育理論に依拠したものであった。そしてその理論は、科学の組織的系統的な教育の必要性や、国民の歴史的な認識能力の形成という課題の重要性を認めるものでなかった。したがって、「新教育」における子どもや教師の活動には眼を見張るような活発さが見られたけれども、教育（運動）の歴史を科学的に把握しそこから学び取るという姿勢や構えが醸成されることは一般的にはなかったといわなければならない。
- ② 1950年前後から本格的になる「戦後」教育の反動化、反共化の中で、教育運動にも新たな動きが始まった。「戦前」に運動を展開した教育団体が装いを新たに「復活」したり、「戦前」の教育を強く意識した研究団体が新しく結成されるようになる。その中でもっとも目覚ましい活動を展開したものの一つが生活綴方の教育運動であった。そして、その運動の復興、発展のためにもっとも大きな貢献をしたのが国分一太郎であった。そのような中で新興教育運動に対する国分の「評価」（「公式的」「政治主義」「極左的」などといった「評価」や、「生活綴方」はその運動に対する批判・克服のうえに発展した、などという見解）もなんら吟味・検証されることなく一定の広がりを持ってしまったのであった。他方、新興教育運動の担い手だった者たちの多くは、「戦後」の教員組合運動や教育研究運動、日本の民主化のための運動に邁進し、目の前の活動に意を用いることを中心に置いていて、『戦前』の運動を省みる余裕や切実感を持つことが出来なかった、といっていよい。
- ③ 「戦後」の教育史研究者の中で、最も早くから新興教育運動に関心を持ち、論文を発表しているのが駒林邦男であるが、その研究は、「運動側」のいわゆる第一次資料にまだほとんど触れることの出来ない状況下ということもあって、もっぱら取り縮まり当局の作成した「弾圧側資料」に依拠している。それ故に運動に対する「評価」もそこに示されているところからまぬがれないでしまっている。また、国分の「評価」を吟味することもなしにそのまま受け入れてしまっていることもその特徴の一つである。

おわりに

大変長くなってしまったが、新教懇話会発足以前における教育運動史の検討・研究状況について述べてきた。それを仮に「教育運動史の組織的研究」の「前史」とすれば、次回からのものは、その「本格的な研究」についてその中身や様相を検討したものとなる。具体的には新教懇話会と、その改組・改称された教育運動史研究会の活動を中心にして、教育運動史研究の歩みを探っていくことにしたい。

(2014年5月 了)

【補註】

- (1) 「大日本帝国憲法」の諸原理を現行の「日本国憲法」のそれに対比して記してみると次のようになる。後の（ ）内が「日本国憲法」。
- ① 天皇主権。神格化された天皇。国民は「臣民」あるいは天皇の「赤子」（国民主権＝主権在民。象徴天皇制。議会主義）
 - ② 軍国主義・富国強兵主義。国民は「兵役の義務」（平和主義。戦争の放棄。戦力の不保持）
 - ③ 制限された人権。国家に対する義務の強調（基本的人権の尊重。万人の平等）
 - ④ 勅令主義・命令主義——特に軍事と教育（法治主義）
- このほか、憲法に明文化されていないが、⑤中央集権主義（地方自治）、⑥義務としての教育（権利としての教育）
- (2) 「教育勅語」は「聖旨」（天皇のおほしめし）として特別の権威を持ち、「臣民」の絶対に従うべき道徳的根本規範を示すものとして教育界に「君臨」した。その中身は
- ① 日本の国は神の国という「神国」観
 - ② 天皇は神であるという「天皇神格」観
 - ③ 封建的家父長制道徳（家族主義）の強調
 - ④ 戦争に際しての献身
 - ⑤ これらは時と場所を超えた永遠普遍の価値
- つまるところ「忠君愛国」「滅私奉公」のイデオロギーに彩られていた。
- (3) このような「帝国大学令」や「大学令」ばかりでなく、註(1)で示したように特に軍事と教育の面でたくさんの勅令が出された。この二つの領域は、「車の両輪」として議会の関与さえ許さず、直接、天皇の手の内に置こうとしたのである。確かに「帝国憲法」第八条では、①「帝国議会議閉会」中、②「緊急ノ必要」がある場合、という条件の下で天皇は「法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」と規定されているが、実際にこの二つの条件はほとんど意味を持たなかった。何故なら必要性の判断をするのは天皇であり、時期を選ぶのも天皇であったからである。またそれが効力を持つためには「次ノ会期」において議会の「承諾」を得ることが必要とされたが、これも同様であった。議会も、政府も天皇の政治を翼賛・輔弼（手助けすること）するものだったからである。さらにまた、勅令は法律と同じ効力を持つものとされていたが、実際には絶対的な権限（大権）を持つ天皇の意向の方が議会で決める法律よりも一層重たい意味を持つものとして取り扱われたのである。教育の面というと、法律として制定されたのは教育財政に関わるものぐらいで、その他の重要な施策はほとんど皆勅令という形をとって遂行された。一般に「教育の勅令主義」といわれるのはこのような事態を指している。
- (4) 東京帝国大学最後の入学生（「新制」の大学制度が発足する前年1947＝昭和22年4月入学）であった中尾正三氏は、「我が国に於ける生活教育の一考察」と題する「卒業論文」を書いて1950年3月文学部哲学科（教育学専攻）を卒業している。この論文は、おそらく旧制の大学生が「戦前」の日本の「教育運動」を「卒論」に取り上げた唯一のものであったといっておく。その中尾氏は1961年8月号の雑誌『世界』（岩波書店発行）が募集した原稿の「草稿」の中で、次のようなことを記している。「卒論審査の時、アカデミー学者らしいU教授曰く、『こういうものは日本の片すみの小さな流れでしかない』。研究室で『北方性とは北歐の何かですか？』という質問がでたのも昭和二十五年の秋のこと。この「エピソード」には当時の大学における教育（史）研究と教育運動史の間にあった隔たりの大きさや「雰囲気」があらわれていて大変興味深いものがある。拙論『『幻（まぼろし）』の『論文』との遭遇記 中尾正三『我が国に於ける生活教育の一考察——その意義と研究史上への位置づけ——』（『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第116号、2007年10月）の中でこの話を紹介しておいた。
- (5) 例えば日本学術会議第1部会（部長城戸幡太郎）は、1972年9月、日本教育学会、教育史学会など教育学関連学会（14学会）編の『教育学文献目録 1971』を刊行しているが、「教育史」の中の「日

本教育史」の一分野として「教育運動史」の項を新設している。この『目録』の収録対象は1957年4月から70年3月までに出された「教育学術研究書論文」で、前回刊行された『目録』（1945年から57年までを対象）に比べて「教育運動史」のほかに「教育心理学」中の「特殊教育」の中に「肢体不自由者（児）」が、また「体育学・健康教育学」の中に「社会体育」の項が追加されるなど、この両書の間には教育学の世界に新しい息吹が生まれていることを学会として確認していることが分かって興味深く感じる。また教育史の専門学会である教育史学会の中でも注目すべき新たな動向として教育運動史の研究に着目した見解が登場するようになってきた。例えば佐藤秀夫（国立教育研究所）は教育史学会の紀要『日本の教育史学』第17集（講談社、1974年10月）の「研究動向」欄（日本・東洋・西洋の各領域ごとに1年間に発表された教育史の著書・論文の内容を検討してそこに見られる研究動向を解明するために毎号常設されている）に「日本教育史の研究動向」を執筆し、その中で、岡本洋三の『教育労働運動史論』（新樹出版、1973年2月）を取り上げ、「教育運動史の課題と方法に関する体系的な論述として注目される」とした上で次のように書き記している。

歴史存在としての教育が、公権力の政策・制度のみでなく、教師や大衆の運動を含んで展開されているものである以上、それぞれについての研究が方法意識とその担い手を別にしてその間にみるべき交流がはかられていない「現状」は、決して首肯されるべき質のものとはいえない。もとより「官」と「民」とについての研究の二元化状況にはそれなりの研究史の事情があって、近代以降史と近世以前史との隔離の場合と同様に、その克服は必ずしも容易ではなからう。しかし科学的な教育史像の構築をめざして、相互浸透と論争を内包した交流のための具体的な行動が開始されなければならない、その意味で岡本氏の著作は、運動史の側からの一つの問題提起であるといえよう。

また、安川寿乃輔（埼玉大学）は、同誌第20集（1977年10月）の同欄で、1976年度の「研究動向」として大きく3点を指摘し、その「第一に教育運動史研究会員の活動によって、大正、昭和を対象とする研究が大幅にふえたこと」をあげている。さらに翌年（78年9月）の第21集（1978年9月）でも、自作の「教育史研究文献リスト」（1976、77年度）に基いて「60年代までと異なり、一つには教育運動史研究の進展を反映して、大正、昭和戦前期の成果も大幅に増えて、各々約10～20%を占めるようになっていっている」と書いている。なお、同誌には1年おきに「教育史関係文献目録」が掲載されているが、この頃のものには独立した項目として「教育運動史」はなく、それらの文献は「教育史一般」の中に含まれている。が、具体的に収録された文献を見てみると確かに教育運動史関係のものの増加していることが分かる。

- (6) 鈴木英一『日本占領と教育改革』のほかにアメリカの日本占領に関して参照にした文献は数多いが、その内でも特に記しておかなければならないと思われるのは次のようなものである。

竹前栄治『占領戦後史 対日管理政策の全容』勁草書房、1980年7月。

竹前・天川 晃『日本占領秘史 上』朝日新聞社、1977年8月。

秦 郁彦・袖井林二郎『同前 下』同前、1977年10月。

袖井林二郎『マッカーサーの二千年』中央公論社、1974年8月

松浦総三『占領下の言論弾圧（増補決定版）』現代ジャーナリズム出版会、1969年4月

クロタキ・チカラ『つなげられた にっぽん——新たな占領から本当の解放へ——』青潮社、1952年10月。（註）著者は1930年代の「教労」運動の幹部の一人、この書の発行時は民主主義科学者協会幹事

ジョン・ダワー（三浦陽一他訳）『敗北を抱きしめて 第二次大戦後の日本人（上・下）』岩波書店、2001年3月、5月。

また、アメリカ側の当事者の回想録などでは、ダグラス・マッカーサー（津島一夫訳）『マッカーサー回想記（上・下）』朝日新聞社1964年10月、をはじめ、以下のものなどをまとめて読む機会となったが、この小論の中に直接反映されてはいない。

ハリー・S・トルーマン（堀江芳孝訳）『トルーマン回顧録（1・2）』恒文社、1966年2月。

パシフィカス（高田元三郎訳）『マッカーサー元帥の日本再建構想』株式会社トッパン，1947年12月。

ヘッセル・ティルトマン『日本再興の条件』日本週報社，1948年6月。

ロバート・B・テクスター（下島 連 訳）『日本における失敗』文芸春秋新社，1952年3月。

ウィリアム・シーボルト（野末賢三訳）『日本占領外交の回想』朝日新聞社，1966年3月。

C・A・ウィロビー（延楨監修）『知られざる日本占領 ウィロビー回顧録』1973年8月。

なお特に記しておきたいことは、歴史に対する関心や知識が稀薄になっている学生たちに対して「教育史」の講義の中で活用したこの時期に関する文献のことである。それは、『NHK「日本の戦後」取材記 ④日本分割』と『同 ⑤終戦の決算』（学習研究社，出版年月は奥付に記載がないため不明），およびそれに基づいて作成されたNHK編『再現ドキュメント 日本の戦後』上・下2巻，（日本放送出版協会，1977年12月，78年3月）のこと。これらを利用した話に受講生の示したちょっとした驚きぶり（話の最中の態度および授業後の「感想文」）が今でも思い起こされる。

- (7) この委員会は『提要』では「日本教育家ノ委員会」と翻訳されているが、一般には「日本教育家委員会」とか「日本側教育家委員会」と呼ばれた。『資料1』にはこの委員会が教育使節団に提出した「米教育使節に協力すべき日本側教育委員会の報告書」（1946年2月）の「第二部 意見」が収録されている（「第一部」は（不詳）とされている）。また、そこに記されたコメントによれば、この「報告書」は「一部が米教育使節団に、一部が文部省を通して政府に提出されただけで、公表されなかった『秘密の文章』（33ページ）といわれている。なお、この『資料』には、「全日本教員組合の米教育使節団への報告 二一・三・二六」が収録されているが、これは、全日本教員組合機関紙『NIPPON KYOIKU SINBUN』（1946年5月3日付）の報道記事（見出し「人民のための教育 全教の使節団への報告」）の中から抜き出したものである。この二つの「報告書」は「戦後教育改革の変革主体」を考える上で注目すべき資料であるが、これまで余り検討されることがなかった。
- (8) 組合員数、組織率などこの時期の労働組合や教職員組合の状況については法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 第22集 戦後特集』労働旬報社，初版1950年11月，復刻版（第四刷）1971年7月，などを参照。また「戦時」下のものについては、同『年鑑』の別巻（復刻版1981年7月）が「太平洋戦争下の労働者状態・労働運動」を特集しているので、それが参考になる。
- (9) この『アメリカ使節団報告書』の原文（多分複製版）を私たちが入手したのは、東大教育学部の学生時代（1964～66年）のこと。研究・教育活動の利用に供するために教育学部図書室が何十部か用意したものを購入したのである。また本文中にある文部省が翻訳発行した『米教育使節団報告書 全』も同様であった。但し、同時期のことであったかどうかについては失念してしまった。なお、文部省の『報告書』は『資料 現代日本教育史』（「第一次」のみ収録）のほかに国民教育研究所編『戦後教育の原典 2』（現代史出版会，1975年4月）に「第一次」「第二次」の全文が収録されている。
- (10) 『資料1』には紙幅の都合から「第一部」の「前へん 新日本建設の根本問題」だけが収録され、「後へん 新日本教育の重点」および「第二部 新教育の方法」は省略されている。前記の国民教育研究所編『戦後教育の原典』の「①新教育指針」には全文収録されている。
- (11) レッド・ページによる「犠牲者」の数は、ここに示された数字だけではないが、自らも労働組合幹部として「被ページ」者の一員となった高倉金一郎が、レッド・ページ30周年記念出版として刊行された『切られたばってん』の「序文」の中で示しているのがこの数字である。この書の編集発行は電産（正式名は日本電気産業労働組合協議会）九州不当解雇反対同盟（代表高倉金一郎），初版の発行は1980年8月であった。日本の「労働運動史」研究の第一人者といわれた故・塩田庄兵衛は『立命館経済学』第二十九巻第四号（1980年10月）に所収の「レッド・ページ」と題する論稿の中で『切られたばってん』は、多数の当事者・関係者の手記（120人の手記一柿沼）や豊富な関係資料をあつめたB5版・七〇〇ページ余の力作である」（抜刷4ページ）と評しているが、そこ

には全くの誇張はない。また「すでにレッド・ページ二〇周年にあたる一九七〇年に、群馬県で教員としてレッド・ページを体験した立場から、光山松雄著『ある証言——嵐に抗する教師像』（鳩の森書房、この書の発行年月は1970年9月—柿沼補足）と題する詳細な記録が刊行されていたことも改めて思い出される」（同前）と記しているが、この点についても同様の思いにかられる。またこの年には東京都教職員レッドページ三十周年記念集会実行委員会編『レッドページに抗して三十年』（あゆみ出版、1980年9月）などの著作も出版されている。なお、レッドページに対する「闘い」は今日（2014年5月）に至るもずっと続いており、先日（5月26日）もレッド・ページ反対全国連絡センターによる「被害者の名誉回復と国家賠償」を求める国会請願運動と活動交流集会在国会議事堂の中で開催されている。

- (12) 駒林論文が発表される少し前に唐沢富太郎『教師の歴史——教師と生活の倫理——』（創文社、1955年4月）が出版されている。そこには「左傾教員とプロレタリア教育運動」という魅力的な一節があるが、文部省学生部の『プロレタリア^(マ)教育運動 下』のごく一部を利用して修身、綴方、算術、唱歌についての紹介をしたものであり、貴重ではあるがこの小論では取り上げなかった。
- (13) 近代教育史研究会については、「戦後」になって「教育史研究の本格的再開」がなされる中でその最初のものであり、「社会経済史的な教育史論」という特質を持ったものとして評価した。小川利夫・柿沼 肇編『戦後日本の教育理論 上』（ミネルヴァ書房、1985年8月）所収の拙論「教育史論」参照。